支那株式會社發達に就て

根

岸

佶

緒 論

家の支那侵略を防遏せんが爲め支那自身の資本主義化の必要上歐米から輸入したものであつて、利益社會の標象と言 するから、公斑衙の公字を採りそれに事を掌ると言ふことより役所と言ふことに轉じた司を加へ會社に充てたのだ。 株式會社と言ふことであつて公司に會社と言ふ意義あるのでなく、支那人が Company を支那語に音譯して公珠衙と 又は株式を聯合すると言ふ意義であつて羅馬法の組合よりは寧ろ日耳曼法の組合に該當する。 せられ、それ自身協同體社會の遺風を存する人的色彩の濃厚なものである。股份有限公司卽ち株式會社は資本主義國 合股卽ち組合は所謂前資本主義社會に發生したものであつて、營利團體であるものゝ、 清末から最近に至るまで支那經濟界に活躍して居る企業形態は合股と股份有限公司である。 きものに係り血緣や地緣に關係ない物的のみから成立したものである。 支那に新舊內外各種の制度が雑然として 大體血緣や地緣に沿ふて結成 股份有限公司とは有限 合股とは股份即ち持分

支那株式會社發達に就て (根岸)

行はれて居るが組合と株式會社ほど對蹠的なもの

は少ない。

東京商科大學研究年報

經濟學研究

第六

社の經營に不慣であり株式會社も亦支那社會制度に副はないことなどあつたので、最近に至るまで、 度の資本主義國家で資本家が利益を壟斷せんが爲め株式會社を聯結し持株會社乃至コンツエルンを組織する如く、 那資本家も亦聯號と名け合股的コンツェルンを結成し株式會社に對抗し市利を網羅して居る。 でなければならぬ。 次第に甚だしく、 最も必要なことは孰れが支那經濟界に適合すべきであるかと言ふことだ。 た諸種の組織を有する支那に於て、 まで六十餘年の間、 支那に於ける組合と株式會社とは著しく對蹠的 然し日耳曼に於て株式會社は組合に胚胎したとのことだから、 前資本主義時代の遺物たる組合が閉息し、 時に緩急遅速の相違あるけれども、 支那人は傳統を重んじ移易しないものと稱せらるるが、 到底株式會社に發達出來ぬものとも思へない。 であ るから、 資本主義國家の侵略止むことなきに對し資本主義化すること 資本主義時代の結晶たる株式會社の振興すべきこと當然 常識的に考へ組合より株式會社に發達することは出來 日耳曼の組合と全く同じ合股が日耳曼に酷似し 支那が株式會社を輸入してから今日 其實環境に適應すること巧妙で それは兎に角現在及將來に亙り、 る。

孟

高 支

義國家の支那侵略が衰へて支那の資本主義化俄かに甚だしく、 で成功出來ぬ企業形態であつて、 の株式會社 合を壓迫し 成功するものぼつ~~出て來た。 なるも の殘存するのであるから、 が獨歩して支那固 たので、 日本の一流會社に匹敵すべきものが輩出し組合の衰運著しくなつて來た。 .有の組合は凋落して仕舞ふものだらうか。 國民政府が反帝國主義の樹立に成功し、造産第一を標榜し、 合股は支那に適合すべき企業形態なりとせられた。 資本主義化すること未だ歐米の如くならず、 支那人も亦漸く會社經營に慣熟したので、 株式會社の全盛を極むる歐米に於てすら組合 ギルドの遺風猶ほ存し美術的手工業の 然し歐洲戦争を轉機とし資本主 それで支那人が株式會 結局支那に於て歐米流 株式會社を擁護して組 株式會社は 株式會社 (支那

從つて歐米から株式會社制度を輸入しても、之に固有の合股制度を加味した支那特殊の株式會社を打成することゝ想 つて、 行はるる支那に於て、組合の永きに亙り絕滅せざること疑ひなからう。且つ支那人は中和の才能に卓越した民族であ 工會議所に充溢して居るのだから、 絕へず四周の異民族の文化を攝取し之を固有の文化に融和し、 歐米から同業組合や商工會議所を輸入して固有のギルドに代へたけれども、 合股の遺風も亦若干株式會社に傳播して然るべきことゝ信ずる。 所謂支那文化なるものを樹立したものである。 ギルドの遺風が同業組合や商

以下上記の諸問題につき逐一詳細に研究したいと思ふ。

第一 合股は株式會社に發展する能はざるか

たものは、 して取扱ひ、 の會社成立すること出來なかつたとの俗說があつた。 に拘らず合名會社乃至株式會社なるもの發生しなかつたのであらうか。支那人には法人なる觀念なかつたから、 を見るに至つた。支那に於てコメンダ、商事組合、ギルドに該當すべき海商、合股、 歐羅巴に於てコメンダや商事組合の發展、ギルドの共同事業の擴張等相互に融合して合名會社乃至株式會社 會社成立の徑路を辿りつゝあつたが、未だ誕生の機運に及ばなかつたまでだ。 會館や公所を社團法人として取扱かつたものだ。法人觀念ありながら、 然し支那人には昔から法人の觀念があつて、 會館、公所なるもの存在したる 會社の成立を見るに至らなかつ 寺廟を財團法人と の創設 此等

一、ギルドの企業團體化

遂に渾然融和して共同計算で通商する會社を設立した。 英吉利東印度會社 歐羅巴中世に於てコ 彼等は所謂制規會社とて貿易地を同ふするものがギルドを形くり相互に扶合つて各自の計算で交易したが 一が設立せられ、 メ ン ダなるものが流行し、 それが銀行、 鑛山諸事業に利用せられ、 資本家が出海者に對し資本を交付し、出資額の限度に於て損益を分 かくて一五五三年に露西亞會社が設立せられ、一六一二年に 今日見る所の株式會社を現出するに至つ

た

出來たことなれば支那でも幾多の小さい東印度會社を作り得た筈である。 算で通商するに至らなかつた。 ギルドを作り、 とのことである。支那に於ても亦コメンダが流行し、 易したものだ。 それ 陸上保甲制度に倣つて十隻を單位とする商船隊を組み、 で彼等は歐洲中世の制規會社の程度まで進展し得たのであるが、 但其組織は株式會社に適用してよいまでに進步して居つたのだから、 海外に於ける一定地域に通商する特權を得たものが相集まり、 連帶責任で特許地に出掛け、 此等の支那ギルドは株式會社化するに至 永久的 は勿論當坐的 各自の計第で交 若し合本經營が にも共同計

ルド は歐羅巴のそれと同じく種々な共同企業を爲すものである。 支那ギ ルドの大なるものは正 副 董事數名乃

企業團體化しつゝあつたことは疑ふべき餘地ないのである。

なかつたけれども、

者の 5 や寄附金の收入年額數萬元に達し、 至十數名と稿師司事以下數十名の事務員使丁とより成る立派な執行機關を持つて居る。 0 で 業經營とは多少趣を異にする。 土地 家屋 其他の事業に投資すること行はるる。 歳計剩餘金も亦積んで數十萬元に及ぶ。之を經理する必要上營利行爲に出 此外彼等は組合員の營業上の利益の為め種々な設備を施し、 然しこれは資金運用上已むを得ざるに出 其組合員に對する强制 交通運輸保險 たも 0 で 商 ね ばな Т. 業

埠頭諸業を經營するのみならず、商品の買賣すら爲すものもある。

支那は交通不便であるから、

異郷に滯在する商人

保管し、 嶺南 0 K ぼ類似の規定がある。 するもの最も多きに居るから、 分を以て船舶の難破受託貨物の損失に充て、一割二分を以て本部の經費に充つるなど、 にする。 通運輸を確保すべき方法を案出する。 が故郷と現住 より成立したるギルドに於ては航險聯保部なるものを設け、 十三洋行は支那ギ 入れ 上記の如くギルドは漸次企業化しつゝあつたから、其遂に企業團體化すべき期あること疑なかつたのである。 職能を採用したものであつて、これより一步を進むれば、 會館 芝罘の潮州會館では海損に關する規約を設けて、 或は車店や船店と特約を結んで、完全に組合員の貨物を輸送せしめ、 其倉敷料を以て祭祀費に充つると書いてある。 Ø 碑文を觀るに、 貨物の價格に應じて彼等に其運賃を割當てる。 其買賣の仲介機關となつて居る。 地 との ルド 間 上海絲業會館の如きは、 に貨物を運輸するとき少なからぬ不便と危険とが存する。 の典型として歐羅巴人に知られたものであるが、 其所屬の南海帮は大馬頭地に公棧即ち共同倉庫を建て、組合員の買賣する湖北産の 必ずギルド内に於て客商を選び販賣せしむる旨を規定して居る。 或は貨物揚卸人足賃、 之を要約するに彼等はギルド本來の職能を發揮すると同 組合員たる生絲問屋をして、 江南箔業行規に據るに、 海難の場合に善處し、 組合員の所得運賃より百分の十を納入せしめ、 水陸運賃、 株式會社に變形すべき筈であつた。 叉鴨渾航業公會とて鴨緑江渾江 其他運送規定を設けて船戸や苦力に之を遵守 數々企業團體となつた。 内地から送つて來た生絲を、 或は自ら埠頭を設置し貨物の積卸を便 同業者の製造する錫箔は他省に出賣 外國人から帆船を傭入れ組合員の それで同郷帮では現住 相互保険を營んで居る。 0 水運業に從事するもの 上海布行規にも ィ 1 Δ 地故鄉 時 ル 各自 ĸ に協同組合 內八割八 據るに行 貨物 間 漢口 亦略 倉庫 の交

を

貨

大行商は四股卽ち四株を有し、

商即ち十三洋行所屬の組合商

人の貿易獨占は、

種の合股事業の如く行はれて居る。

支那株式會社發達に就て

1

東

京商科大學研究年報

經濟學研究

第六號

等の 級 は或は半股或は四半股を有するとせり。第十三條に一股を有する第一級に屬するもの五行、第二級のもの五行、 めるも |持分を定めて營業したものと考へらるる。 の擧ぐる十三洋行規約を觀るに、 記事から判斷すると、 の六行とす、 『株式會社の起源に就て』の一節に『ギルドの本質は共濟的協同的なるが故に是のみにては到底眞 新規加入の組合員はギルド經費の補償として一千兩を支拂ひ、第三級に加入を許さるとある。 十三洋行は支那固有の企業形態たる合股に倣ひ、各行商即ち組合員の格式に應じて股份即 其第十二條に組合員の內最大の責任と經費とを負擔するものは一股を有し、 其他

此

脹してギルドの機關を自己の機關としギルドの法人としての生命を自己の生命としたる時に發生するなり。 ら獨立の營業を爲すこと能はざるなり。 の制 |度の合體したる最初の者は一五五三年に成立したる露西亞會社なり』とある。 株式會社は此法人たる大組合の内に發生したる小規模の合名會社的 若し此説の如くであるならば 而して此 企業が膨

業に變形するものにあらず。

制規會社

の組織が如何に發達しても唯組合員たる同業者の營業を援助するに止まりて自

の企

博士の

個人に於ては子孫を通じ完濟すべく、 に株式會社に變形しないで合股たるに止つたのは何故であらうか。 業が膨脹して十三洋行の企業となつたのだから、十三洋行は露西亞會社の如く株式會社に變形すべき筈である。 十三洋行は制規會社に比すべき廣東貿易仲立業者の組織するギルドであるのみならず、 殊に行商は其仲立に係る内外取引併に關税納入につき内外商人及海關監督に對し保證の責任を佩びて居るから、 合股に於ても組成員に連合責任を負はしめ、斷じて有限責任 蓋し支那に於て債務に對する責任は嚴重で 十三洋行の成員たる行商 を認め な あつて Ø であ の企

る

外國人に對する支那の信用上から見ても、 行を有限責任とすること出來ぬ。 十三洋行が有限責任と爲ること出來なければ株式會社に變することなくギルド的合 關稅を請負つて居る海關監督の責任上から見ても、 企業團體化した十三洋

一、合股と會社との比較

股に止まらなければならぬ譯だ。

ある。 私債權者は直ちに合股財産を處分することが出來ない。 存在を有し、 從つて合股が各種の會社と比較研究し得べきものである。 諸會社中最も合股に近接して居るべき筈である。合股は普通組合として取扱はれて居るけれども、 を有せず、合股員が合股債務につき連合責任を負ふに對し、合名會社が法人格を有し該社員が連帶責任を負ふことで 會社は家族共産團より出た組合即ち合股に該當すべきものが發展して法人格を有するに至つたものに過ぎないから、 存續に影響を及ぼさぬ。 合股は日耳曼の合手的組合と齊しく、 然し現行民法は合股員に連帶責任を佩ふべきことを規定して居るから、合股と合名會社とは質質的に異ならぬ 商號を以て取引し、 此等の諧點がら觀れば合股は合名會社と何等異るものがない。 訴訟上の當事者たることが出來る。叉特有の財産を持つことを認められ、 區々であつて、其一端は羅馬法の組合に近き、 且つ合股の存續は恆久的であつて、 先づ第一に研究したいのは合名會社との比較である。 他端は法人團體に近いて居る。 唯其異なるは合股が法人格 合股員の變更に 外部に對し獨立 合股員の 依り合股 0

第二に研究すべきは合資會社との比較である。 歐羅巴中世に於てコメンダなるもの行はれ、 其組成員に他人に出資

支那株式會社簽達に就て

して 爲るべき見込なかつたのではない。 O 合資會社の有限責任社員や株式會社の株主と異ならぬものであり、 區別生じ、 は隱名合股即ち匿名組合となつたけれども、二は合資會社にならないで合股となつた。然し合股は到底合資會社 利潤の配當を得るに滿足し、 其發展の結果、 一は匿名組合と爲り二は合資會社と爲つた。 彼の出資に對する利潤を得るに滿足し一切業務に干與しない合股員は、 切業務に 手興せざるものと、 他人又は自己の資本を利用して業務を擔當するもの 何日かは出資額を限度とした責任しか負はぬ 支那でも亦コメンダ行はれ其發展の結 實質的に 80

代南獨逸に於て血緣に基礎を置きし商事組合ありしに對し、 最後に研究すべきは株式會社との比較である。 此等の組合に對し親戚朋友及使用人が預金を爲し一定の利息を受くること行はれた。 ヤコブ・ストリー ハンザ諸海市に於て他人間の合資より成る商事組合あつ ダーの説に據ると十五、 該預金に對し債權持分證書 六世紀頃初期資本主 一義時

區別あるに至つたから、

出づべき筈である。

現に支那各地に於て、股東卽ち組合員に無限責任を負ふものと、有限責任を負ふに止まるも

Ł

之を自然の發展に任しても實際上合資會社と異ならぬもの生じたと考へる。

等に於て植民地貿易會祉流行するや、之が影響に依り、 に於て損益分配を受くるを目的とする投資行はれた。此二つのものは共に株式會社の濫觴であつて、十七世紀 と名くるもの發行せられ取引所に於て盛んに上場せられ買賣の對象となつた。 た結果、 此等商事組合に對し、 自ら業務に干與することなく、又確定の利子を受くるを目的としないで、 漸次株式會社の設立を見るに至つたとのことである。 又略ぼ時を同ふし、 \exists ンメ 出資額 ンダ行はれ 乃ちス 限度 和

ŀ 獨逸に於て合股に該當すべき商事組合から株式會社發生したに拘らず、 ĺ í 0 所説を要約するに、 獨逸に於ける株式會社 の起源を十五六世紀の商事組合卽ち合股に求め 何故に支那に於て合股から株式會社發生し た 0) 7 ある。

ては 遂に株式會社を打出すに至らなかつたについては、 體化しても合股に止まり、 る。 追求の標象とも言ふべき株式會社の出現を見ること容易でなかつた。これが、支那でコメンダやギルドが合股まで進 族に比擬すべきギルド等は何れも皆小さな協同體社會生活を爲すものであつて、 同體社會廢れて利益社會興つたこと旣に久しいけれども、 しなかつたことも亦一原因であらうと思はるる。 な か 獨逸商事組合が株式會社の株式に準すべき債權持分證書を發行したけれども、支那合股が何等類似の證券を發行 つたのであらうか。 利益を追求して止まないけれども、 如く譲渡性がなく、 彼の合股の資本は若干の股份に分割せられ、 頻繁に買賣すること出來ないから、 合股の或るものは大體合名會社まで進み、 内部に於ては協同體社會生活を經營するものである。 然し支那コメンダが發達しても合股に止まり、 慎重に其原因を研究せなければならぬ。 清末資本主義化の必要上株式會社を輸入しても成功し 家族制度流行する爲め、 合股の株式會社に變形するにつき少なからぬ 或るものは略々合資會社まで展びたにも拘らず、 股份は株式と同様 彼の合股の如きもの 家族の擴張と目すべき村落や、 定の額面 支那全體として周代の それで支那に於て 支那ギ を有して居 ・ルドが 外部 なか 企業團 理が r 利 濧

あ

た理 展しても歐羅巴のやうに株式會社に變化することなく、 一由である。 支那の社會的經濟的推移に依り合股から株式會社を發生せしむべき機なかつたのでは 但合股が略ぼ合名會社や合資會社まで發達し得た原因は、 此二つのも Ō ゝ人的關 係が合股に 類するか

0

連合責任 と有限責任

合股と、 會祉殊に 株式會社と異なる點は種々あるけれども法律上から見て特に著しきものは組成員の共同債務に

支那株式會社發達に就て

東京商科大學研究年報

經濟學研究

第六號

支がない。然らば合股員の責任を有限と爲すこと出來るや否やと究むるに、合股員の責任が漸次有限となりつゝある

潤の配當を受くるに止まり業務に干與することなく、 者のそれが餞股と稱せられたに對し人股と呼ばれた。人股は習慣上のみならず法律上に於ても亦勞力出資と認められ は出資を求めらるることなく、 、人股。合股員は昔時出資すると共に業務を擔當した。後世資本家と企業家と分化するに及び、單に出資して利 一定の股份即ち持分を與へられ、該股份に應じ、 別に企業家を招聘して一切の業務を擔當せしめた。 利潤を分配せられた。 該 業務擔當者 股份は出資

事實決して少くない。試みに左に四例を述べて見やう。

て居るにも拘らず、合股債務に對し錢股やうに連合無限の責任を佩びないものである。人股の發生した一理由は支那 て股東に有限責任しか負はないものを發生せしむべき前兆と言ふべきでなからうか。 る。それは兎に角人股の流行することは合股債務の連合無限責任たるべき原則に一變更を加ふるものであつて、 メンダに於て出海貿易するもの が、 利潤の配當を受けながら損失を分擔しなかつた習慣に胚胎することゝ考 ららる

ほ甲の名義にて九股を有する場合もある。 九股を有し、 乙丙の名義を出さざる場合あり。 此二つの場合匿名者の有する股份を埘股と名くる。 又甲が其有する九股の內, 三股を乙に、 四股を丙に譲渡し **地股契約を締結すると** な がら

坿股。

甲乙丙の三人が甲二股、

乙三股、

内四股の割合で一定の合股に出資せんとするとき、

甲一人の名義にて

尙

臨席して該單に署名すべきものである。 きには小議單を作成することを常とする。 名者と坳股者との内部契約に於て双方の實際有する股份に應じ、 **地股者を問ふべきものでないのである。それで地股者は匿名組合に於ける匿名出資者と同じやうに見えるが、** 該合股の債務に對し、 小議單を作成する場合には該合股の經理人即ち業務擔當者又は 出名せる股東のみ獨り連合責任を負ふべきも 債務を分擔することになつて居るのを異なりとする。 他 の股 で あつ

き場合即ち匿名組合の匿名出資者と同様たるべき場合實際上少なからぬと思ふ。

の手段に依り合股に出資し普通の股東と同様に利潤を得ながら、

出資の限度に於てのみ責任を負ふ

出

然し資本家は此種

すことを許さず、 資本家のみから出資せらるるものでなく、 證書を有する預金者の預金に似て居るが、妄りに之を引出すこと出來ず、 護本とは成本の缺乏を擁護する爲め、 亦出來る 護本。 に止まるものだ。 其股東に屬するものは之を護本と稱し、其店友に屬するものは之を護身と呼び、 のである。 支那で通俗上股東の合股に對する出資を成本と護本とに區別する。成本とは普通の資本のことであつて、 之を舊經營の擴張若くは新經營の創設等に利用し、 北支滿洲に於ては、 それで護本は資本主の預金の如き性質を有しハンザ諸海市に於ける商事組合の債權 資本家が成本以外に出資し、 股東兹に身股を有する店友に對する配當金の內から、 掌櫃的以下店友からも出資せらるるものであり、 成本のやうに利潤を受くることなく、 合股の發達を計ると同時に護本護身の増加 成本の補充金たるべきものである。 共に股東店友の自由に引出 之を成本に振替ることも 定額を抽出して之を 定 持分預金 護本は でを企

支那株式會社簽達に就て (根岸)

合股に出資し得ることを示すものであつて、

それが一

歩を進むればハ

ン

ザ

商事組

護本制や護身制

0

はるること

合股股東店友の繁榮を期することが行はるる。

は 7

連合責任を負擔することなく、 軈がて護本護身を成本に振替

合の跡を辿り、軈がて株式會社に發展すべき一原因となるべきものだ。

廣い 意義を有し、 利と名け、股東や店友が各、股份に應じ紅利の分配に與る習慣があつて、該持分を紅股と呼んで居る。しかし紅 東の連合責任を免除して居る。 此場合外部に對しては紅股以外の股東に於て一切の債務を負擔することを要す』(二年上字二三二號)とあつて、 任を発るるものがある。 紅股。南支那に於て、合股の得たる利益から官利郎ち股份に對する利子や、公積即積立金を控除した殘額を紅 北支那の人股と同一なる意義を有する場合もあつて、股東中紅股に乘換へ合股債務に對する連合責 大理院 の判例に據るに 『合股員中契約に依據して紅股に轉屬し損失を擔任せないも のが 紅 ある。 股は 股

のみから成立する株式會社にすら變すべき可能性あつたものと考へられる。 合股も、 て居る。 とを看取し得る。合股のみならず凡ゆる會社の他と區別し得る最も重要なる點は、 以 上の四例から判斷すると、 股東の責任が連合より有限に變化する傾向あることは、支那の社會制度に依り協同體社會の性質を佩び 定條件の下に無限責任と有限責任の成員の混合より成立する合資會社に移ることは勿論、 股東の合股債務に對する責任が永久不易でなく、連合から有限に變化する傾向あるこ 共同債務に對する責任如何に係つ 有限責任の成員 たる

第二 株式會社の發生

一、對外策と株式會社

支那には株式會社發生の準備あつたけれども其實現するに至つたのは歐米資本主義國家の侵略を防遏する爲め當局

を經、 船などの軍需工場を建設して外國軍の侵入を禦ぐと共に、 償ひ諸港を開き、 他國を斥けて夷狄と爲し、廣東一港を互市の爲めに開き殆んど國を鎖して自足經濟を營んで居つた。遇々道光二十年 あつて歐洲に於て人爲を加へないで自然に發生したものと遙かに趣きを異にして居る。 者に於て之が設立を企圖獎勵したからである。 上のことを述べんに、 督張之洞も亦李氏に對抗し諸般の軍經諸事業を設定したので略ぼ富强の端を啓いた。 で死んだけれども其衣鉢を襲いだ直隷總督李鴻章は曾氏の爲さんと欲して爲す能はざるものを成就した。 支那最初の留學生容閎なるもの歸朝し曾氏の顧問に備つたので先進國の範を採るに便であつた。 を架し國内の産業を振起して利權を外人の手から囘收せんと企てた。 を侵蝕して己まなかつたので、 (一八四〇年) 英吉利と戰ひ大に破れ、 遂に今日あるを得たものだ。 法權や稅權を喪失した。これより虎視耽々たる列强は先を爭つて支那に殺到し、 曾李張三氏の努力に依り支那に於て始めて株式會社の發生を見るに至り、 富國强兵論なるもの支那に起つた。乃ち一方には新軍を練り海軍を興し所在に造兵造 其間六十五年凡そ五變遷がある。乃ち官督商辦時代、外人企業時代、 咸豐十年(一八六○年)更らに英佛の爲めに北京を陷れられ、 これは日本に於て株式會社の發生を見たのと全く符節を合するもので 他方には鑛 営時清朝中興の元勳曾國藩が富强に努め 山を開き、 工場を設け、 軍事上のことは暫らく措 支那は傲然自ら中國と稱し、 汽船を購ひ、 曾氏は志を遂げない 爾來幾多の紆餘曲折 政治上經濟上支那 地を割き金を 尋で廣 利權囘收時 鐵道電信 た折柄 き經濟 湖總

二、初期の株式會社

代

國貨維持時代、

國民革命時代がそれである。

民の出資經營に係る民營事業を呼ぶものである。 及商辦の三期に別つことが出來る。 ものである。 支那が資本主義國家の侵略に對抗する爲め新式企業を創始したが、 官督商辦とは政府人民の合同出資經營に係るものであつて半官半民事業を指すものである。 官辦とは中央地方官憲の出資經營に係るものであつて、 支那初期の株式會社は官督商辦を嚆矢とするものであるが、 出資經營の點から考へ略ぼ之を官辦、 純然たる官營事業を言 商辦とは人 官督商辦 官督商

جگر

辦

がは官

辦の影響を受くること少くないから、

先づ官辦を略述し、官督商辦に及ぼしたい。

業が、 創設したが専門的に觀察すれば稱するに足るもの で、小學中學の課程を經一八五四年エール大學を卒業したもので、當時支那に於ける唯一且つ最初の海外留學生であ に招いて其意見を徴した。 後二囘の外患は支那官僚軍閥の先覺者を警醒すること少なくなかつたので、彼等の手に依り經營せられた新式企 軍需工業であつたこと當然でなければならぬ。一八六二年曾國藩は安慶に軍械所を、 容閎は廣東の出身者であつて一八三五年澳門のモリソン學校に入り、一八四七年米國に出 なかつた。會、曾氏は米國留學生容閎の名を聞い 李鴻章は上海に製廠所 たので之を安慶

は有名な江南機器局である。 其案に據るに、『中國は面積廣大であつて多數各種の機器廠を立てなければならぬ。各種 先づ一良好の母廠を設け、然る後多數の子廠を造り、母子廠協同するやうにするがよい。 から將來自造の機器は必ず之を歐米に較べ廉價である』と言ふのだ。曾氏は其獻策を容れたので、 機械を買入れ、 機械技師ハスキ 尚ほ容氏は本局に兵工學校を附設し、 ンス氏を招聘し、 八六五年、 多數の機械技師を出したので、 上海郊外高昌廟に砲銃製造所を設立した。 の機器廠を立てんとするなら 中國は原料廉く勞銀 後日支那工場設置 容氏は米國

つた。

彼は歸國

の後外國商館の爲め茶を買賣して居つたが曾氏の依託を受けたので、

西式機器廠設立案を獻策した。

に貢獻すること少くなかつた。 爾來一八八二年に至るまで福州、 四川 天津, 南京各所に於て造兵造船等各種軍需工

廠設立せらるるもの輩出し軍需工場時代を造り出した。

事業の前途を危みたから、 社を組織し之を經營するより外に方法がない。 之を保護した。 諸會社など初期の株式會社は何れも皆特許會社であつた。 獨占權を享有するも成功するもの稀なる』 からざる新事業に對し股東のやうに出資者をして無限の責任を負はしむることも出來ない。 然し此等の企業を經營するには資本を要すること多く、 營せしめたので、 に割當て纔かに株式會社を創立した。 軍需工業は之を官辦にすること已むを得ないが、 且つ支那では日英と異り官憲及官吏の出資から成立した關係から官憲監督の下に官吏をして事業を經 之を官督商辦と名けた。 株式を公募する譯に行かぬ。それで資本の一部分を官庫より支出し不足分は强制的に アダム・ 支那初期の株式會社は概ね皆之に屬したので之を官督商辦時代と稱する。 次第だから英國に於けるロシア、 スミスが喝破した通り しかも一般市民は資本に乏しく、株式會社に關する知識なく、 如何に新式なりとも一般企業を擧げて官辦にする譯に行かない。 到底合股の如く數人をして出資せしめ難 支那も亦同様であつて政府から種々なる特典発除を與へて 『株式會社は獨占權を享有しなけれ 東印度諸會社、 我邦に於ける通 それで外國 V 叉成敗逆賭すべ に倣ひ株式會 ば成功せず、 殊に 官吏 為替

二隻の汽船を所有し長江沿岸天津寧波間を駛走し、 に達した。 此等諸港に於ける外國貿易は勿論 内國貿易も亦外國汽船に依り行はれ、 不廉の運賃を負つた。 且つ當時支那は河海 就中米國汽船 の交通皆舊式の 會社旗昌洋行 民船に は

支那は前後二囘の敗戰に依り南北支那及揚子江沿岸に於て外國貿易の爲め開放せらるるも

の十有二港

支那株式會社發達に就て

(根岸)

試みに二三の例を述べて見る。

招商局。

頼り、 長江 び唐氏は雨 特權を與へられ、 船會社を設立し之を招商局と名けたが賃は一個の官業に異ならなかつた。 唐氏は廣東人であつて汽船業につき若干の に上奏し、 京總督たりし曾國藩に出願した。曾氏は之を許可したが、 恢收する爲め汽船會社を設立すべしとの意見を生ずること自然の勢でなければならぬ。 らんとせば風浪高き山東角を繞らなければならぬ危険があつた。 割當て先づ一千株五十萬兩を募集し、 章程を改正し資本金を百萬兩とし之を二千株に分ち民間より募集せんとしたが、 資本は支那人の懐から出し、 八六七年容閎は道員許同身と連署し貢米を運送する旁一般貨客を取扱ふ爲め商人の手で汽船會社を造り 海運委員候補 航路 の競争を受けたの 大運河 の基礎 戶部 江總督に請願し の修 を固 から官金二十萬串を貸下げ、 知府朱其昻なるもの同様の計畫を立て、 納税其他につき恩典を享けたのであるが、何分百事草創に屬し、 経を怠つた爲め、 め新に廣東に航路を擴張した。 で、 莫大なる損失を被むつた。 一百萬兩の貸下を受け旗昌洋行 外國人の出資を許さない。 長江方面から運河 官有汽船伊敦、 經驗あり 更らに地方官憲から三十萬兩を交付した。 幾何ならず唐氏死し、 劃策も亦宜しきを得たので業務漸く緒に就いた。 翌一八七三年李氏は道員唐廷樞に命じ善後策を講ぜ を通じ貢米を北京に送ること頗る困難を極め 永清, 直隷總督李鴻章の援助を求めた。 未だ實行に至らずして死亡した。一八七二年に及び浙局 0) 支配人も亦支那人を用る、 船舶、 福星、 從つて支那に於て貢米を輸送し外國人から 埠頭、 利運の四隻を貸付け改めて經營に從事せしめた。 倉庫, 支那官僚出身實業家の巨擘と稱せらるる 本局は貢米の外銅木材等官有物を運送する 等 見込ないので、 旗昌の外太古・怡和など外國汽 鱽 會社の地位を鞏固にしたい 朱氏は官金四十万兩を以て汽 江南機器局設立二年の後即 0 り財産を一 李氏は大に之に贊成し皇帝 二百 强制的 た。 万兩 一八七六年に及 若し ししめ た に之を官吏 航 海 招 路 K 商局 と南 總 切 ち 由 を

協を遂げ 違ないが尙ほ合股に准じ一割の官利を支拂ふことを許した。 松道盛宣懐之が後を襲ひ、 局を北洋大臣の管轄 との關係密接であつたので北洋大臣の監督を受け其總理の如きも北洋大臣から任命せらるるなど官憲の干渉を被むる 本金勘定に振替 ら株金を募集すること出來なかつたので舊株主に新株を割當てた。 重役會議を組織し局務 運賃の合同計算を約し、 所謂官督商辦の典型なるものであつた。李鴻章死し、中央官制改革せらるゝや、 何等の反對給付を受くることなく、 から郵傳部に移 一切を總轄することとなつた。 鋭意事業の進展を謀り一八八一年豫ての計畫通り一百萬兩に增資した。 斯業の獨占をしたので收益次第に增加し一八九八年一月に及び積立金二百萬兩を資 Ļ 郵傳部から單に二名の監察を派遣するに止め、 爾來一九三二年國營となるまで汽船業を營む堂々たる支那の株 之を株主に分配した。 爾後益~業務を擴張し、 此際株式の無記名融通を認めたことは 本局は株式會社であるけれども李鴻章 太古、 株主の選擧に依る董事を以 怡和の二大汽船會社と安 盛氏の しか 虚 B 力に依り本 般公衆か 進步に相

道黎兆棠及招商局員候選道唐廷樞と合議し官民から株式を募集し之を開平礦務局と名け先づ石炭の採掘に從事した。 生産觀るべきものなかつたので之を外國に仰いだ。光緒三年(一八七七年)直隷總督李鴻章は其管内開平に石炭と鐵 主義國家の侵畧を防遏せんとするは自然の勢でであらう。 0 埋藏せらる」も 開平礦務局。 た。 軍需工業が興り汽船業が創まれば、石炭や鐵の需要盛んなるべきこと言ふを待たぬ。 の多いことを聞き之を採掘して外國品 株式會社組織に依り招商局を經營すること出來たか 招商局の設立より遲るること五年開平礦務局 の輸入を抑制せんと企てた。 該組織を以て各種の新企業に及ぼ 乃ち前任天津道丁壽昌 支那には石炭や鐵 なるも し資本 設立 津海

5

式會社として繼續した。

支那株式會社發達に就て

を以て

支

京商科大學

研究年報

經濟學研

究

第六號

補塡すること出來なかつたので、 那最大の石炭採掘會社となつ 別に朝廷に謂ふて石炭課税輕減の許可を受け其他種々の特典免除を與へたので本局の營業漸次盛大に赴き遂に た 直隷總督衙門は官金二十四万兩を貸付け更らに商民から四十五萬兩借入の 周 旋を

翌年工事に着手し四ケ年を經て始めて石炭を出すことになつたが其經費二百二十餘萬兩に達し株金百二十萬兩

電信の 沽北 電信架設のことを上奏したが保守派の妨害に遇つて開設すること出來なかつた。光緒五年(一八七九年)李鴻章 電信會社と大北電信會社とは印度支那、 塘の 信會社 如 砲臺と天津の間に電信を架設し先づ實地に就き滿朝の蒙を啓き翌年六月實例に基き其便利を指摘し、 .き重要なる通信機關を外國人の手に歸せしむるは支那にとり大障碍であるから、 ·國電報局。 の如 きは同治十三年 開平礦務局より稍、遅れ李鴻章の幹旋に依り成立したものは中國電報局である。 (一八七三年) 日本其他の外國から香港、 同社の海底電信と接續せんが為め吳淞上海間に陸上電信を架設 吳凇、 厦門に達する海底電信を布設した。 一八七四年沈葆楨等は數 鴉片戰爭後大東 殊に大 天津上 した。 は大

劉含芳等をして大北電信會社と工事請負契約を結ばしめ、 電信會社を創設し、 0 電 信を架設し、 官督商辨の方法で經營せんことを奏請し其允許を得た。 其資金は一時官金を以て立換へ、 竣工後、 光緒七年五月起工し十月末竣成し、 招商局に倣ひ、 それで前津海關道鄭藻、 公正なる紳商を選び株式を募集して 工費湘平銀十七萬八千 侯補道盛宣懷

諸港に陸揚せられて居るのみならず、 英佛米の諸公使は上海に萬國電報公司なるものを設立し上海から香港に至るま

當時電信は利權として列强の覬覦する所であって、

外國の海底電信

が

旣 K 支那沿

設立し之を中國電報局と名けた。

七百兩に達した。

それで翌八年三月一

日商民から額面百元

の株式八千總額八十萬元を募集し、

半官半民

この電

信

1會社

先づ上海廣東に至る陸上電信を架設し外國人の野望を杜絕せしめ、 海底電信布設權を賦與せんことを請求するなど支那電信は列强の手に歸する恐れあつた。 で各港に海底電信を布設せんことを要求し、更らに英國公使は英商に上海から寧波、 文け支那の支配に屬せしめた。 本局は官府の特別保護を受け重大なる獨占權を得 爾後四方に向ひ益、電信を增設せしめ鬼に角陸上 r たので、 溫州、 それで李鴻章は本局をして 福州、 收益漸次增加 厦門、 湘 心遂 頭 1 に支

那に於ける有力なる會社となつた。

品を販賣するときに限り税釐を発除し、 全國の大官富商より醵出した。 なる良品を生産し、 Ø ることゝした。 ら技師を招聘し製造を監督せしめた。李氏は朝廷に請ひ十年間上海に於て棉布製造の獨占權を與ふるの外、 しめた。 入二千三百萬兩約二割七分を占めたので先づ上海に織布局を設立し、 (一八八○年)三品銜候選道鄭官應、三品銜江蘇補用道聾壽圖等をして招商局の章程に倣ひ上海機器織布局 増加した。 需要減少し、 四 上海機器織布局。 其一株百兩總株四千、 其後本局は火災に罹り烏有に歸したので、 これ 正資の流出漸く甚だしく、 は支那が條約に違反せない範圍に於て産業を保護する唯 外國製品の輸入を防遏する外之を救濟する途なしとした。 開國以來協定均一從價五分の輕稅で輸入を許可したので、外國製品の輸入增加し、 鄭官應は官務を辨じ、 總資本四十萬兩、 之を内地に輸出する場合には、 支那經濟界の不況を招いたため, 内發企人にて二千株二十萬兩を引受け、 襲壽圖は商務を辨じ、 李氏は天津海關道盛宣懐に命じ、 輸入棉布を抵制 輸出税五分を納入すれば一切の 郎中蔡鴻儀等は共同辨理し、 李鴻章は外國に做ひ機械工場を興し 一無二の良法であ 當時輸入總額七千九百萬兩中 せんと企てた。 新に官民から資本を募集し、 殘額二十萬兩を南 うた ゕ 5 本局 税釐を発除 乃ち光緒六年 别 上海で製 を設立 棉 支那製品 に米國か 北洋大臣 0)收益年 布 廉 0) 輸

받

價

支那株式會社發達に就て

華盛と名くる綿絲布製造會社を設けたが單に 關稅上の特典を與ふるのみで復た製造獨占權を與ふることなく、 同業の

工場の發生の便を計つた。

るも、 漢三鎭に各種の製造工場の輩出したもの枚擧するに遑がない。 此三つのものは後日合併して支那最大の綜合的製鐵所なる漢冶萍煤鐵礦廠公司となつた。 を置いて鐵礦を採掘し、 械工場の設置に努力した。尋で廣湖總督に轉任するや、 資本主義國家の侵略に對抗する爲め産業を振起した李鴻章の功績大なるものあるが假令彼れに匹敵すと言ふ能 全國に率先して洋式造幣廠を設立したことを始めとし、廣東の重要物産である、生絲、 雁行するに足るべき他の一人あることを忘れてはならぬ。それは張之洞である。 繅絲の四局を設立し上海機器織布局と同一の特權を與へ斯業の發展を期した。 漢陽に製鐵所を設けて鐵、鋼を製造し、別に莽郷に於て石炭を採掘しコークスを製造した。 國防上產業上製鐵業の必要なることを痛感し、大冶に礦務局 張之洞は兩廣總督であつ 此他張氏の盡力に依り、 尋で張氏は武昌に織布、
 絹布、 紙、 花莚、 等 たと はざ 0

機

武 紡

を組織するもの漸く發生した。されど官督商辦が最も流行したので之を官督商辦時代と名くる。 しかし上海、 李張兩人の盡力に依り産業振興したので、各省の督撫が管内に於て李張に倣ふもの輩出し、) 康、 重慶、 等の大都會に於て憐寸、 綿絲、 紙、 等の機械工場を設立する為め商辦即ち民營の株式會社 官督商辦事 業興隆 した。

Ξ 外人企業全盛と利權囘收 運動

招商局 の設立から日清戦争に至るまで二十三年間即ち株式會社創設の時期に於て官督商辦流行したが、 明治二十八

場は市場獨占權を奪はれたのみならず、關稅釐金上の特典兗除も私すること能はざるやうになつた。且つ中央地 富源に憧憬した外國 < 兩 なつた。 一政府も亦軍費や賠償金支拂の爲め財政窮乏したので新事業に對し出資又は貸付を爲し其發達を促進すること出 其製 從つて官督商辦は自然衰靡したが支那商民は未だ獨力で大株式會社を設立すること容易でなかつたので、 條約 官憲より種々なる干渉を受けなければならぬ。それで商民はまた此種の會社を組織するを好まないやうにな 登に 締 加之官督商辦の會社にあつては企業に經驗のない官吏が重役の椅子を占め官界に於けると同樣私腹を肥す 結 係る一 0 結果頓挫するに至つた。 人は馬關條約の特典を利用し、 切の貨物は清國に輸入せらるる商品と同 該條約第六條に於て外國 先を争ふて開市場で諸工場を設定すること」なつた。 一の取扱を受くることを認め 人が清國各開市場に於て自 た。 由に各種 それで官督商 0) 當時棉 製造 業に 支那 |來難 方 のエ 從 0

國領土に編入せんことを圖つた。 對しては最も意を致し、 つた行動に出でなかつたが、 歐米諸國は資本的侵略を爲すこと久しいものであつたが、尙ほ支那を以て睡れる獅子なりとの疑心に驅られ、 それは銀行及鐵道に依る支那侵略であつて各自機關銀行を設けて利權を護得し、 其獲得した鐵道の四周を勢力範圍とし、 日清戦争に依り支那の實力を看破したので、 現在列强の所持する諸利權は此時代に於て獲得したもの少くないのである。 該範圍内に於ける有ゆる資源を開發し、 未開國侵略の方法を支那に適用するに至つ 利權中 の利權と言 <u>ځ</u> 遂に之を自 き 鐵道に 思切

は支那輸入の太宗であつたので、

支那の紐育とも稱すべき上海に於て第一着手として紡績會社

が設立せら

ñ

謂商 辦 0 K 於て 株式會社輩出したけれども は列 强 Ø 刺戟に依り中 國通 何れも皆外國人の企業に及ばざること遠く外人の企業全盛であつたから、 商銀行の創立を始め紡績業、 製粉業、 燐寸製造等 各種 Ø 輕 I 一業設立 世 之を外 5 れ所

支那株式會社發達に就て

人企業時代と名くる。

揆に り 回 部 る事業は自ら先づ着手し之をして着手すること能はざらしめ、 つたので、 急遽商律及附屬法を制定して會社の設立を促がした。 る商工業教育に關する諸般の設備を爲し、 奏を容れて商部を開き載振を尚書とし陳璧、 想漸次濃厚を加へつゝあつた。 既に招商局設立時代に創まつたものであるが、 の為めに を樹てんことを上奏した。 工業の保護奬勵至らざることなきを知つた。 Ó 外人の企業全盛を極むれば其反動の生ずべきこと當然である。それは所謂利權囘收運動である。 異らな .收し得べき利權は之を囘收し、外人の經營せる事業に對し同種の事業を興して之を壓迫し、 創 設せられ 六部と伍すべき部を設くることは破天荒とも言ふべきものだ。 か 支那人の腦裡に潛在せる侮外自尊の激情が忽ち爆發して猛烈なる利權囘收運動となり、 つた。 た前後である。 之が 爲め日本人を除き外人の新に支那で製造工業を經營せんとするものなく、 六部の制は唐虞に淵源し、 遇、清の宗室載振が英國に使し海外諸國 日清戰後支那利權を擧げて列强の手に歸すべき憂あつたので支那人間に利權囘 資本金の多寡に應じ位勳官爵を授くると言ふ珍らしき商工獎勵法を設け、 吳廷芳を左右待郎として事に當らしめた。 歸朝するや否や六部の外新に商部を設け商工業を振興し以て富國の本 其普ねく支那國民の標語となつたのは光緒二十九年**(**一九○三年) 商部設立の翌年日露戦争起り、 四千年間襲用したものであり、 直接間接利權の囘收に努め、 しかし時勢の必要に迫まられ、 の商工業隆盛 東洋の島國 歴朝末業として擯斥した商工 の狀態を觀、 是より政府は未だ曾て有らざ 其熱心の致す所、 外人の着手せんとす が、 利權囘 支那株式會社は所 條約に基き外人よ 歸途日本に立寄り 泰西 光緒帝は該上 收の思想 0 雄 狂 邦 收 を破 Ø 思 商 は

在に

雨後の

筍の如く輩出した。

四、株式會社經營緒に就

けれども、 經濟界の混亂甚だしく、 漢を標榜する民族革命が起り、 結果を得らるべき筈がない。 を救はなければならぬと論じ、 權囘收に基く株式會社の設立は利害の打算を忘れ、 のなく只國貨維持の聲を聞くやうになつた。 を招いた。 利權を喪失すること日清戰後よりも甚だしく、 支那に於て歐米に行はるるやうな恐慌の起つたのは之を以て嚆矢とすべきである。 財政に至つては窮乏の極に達したから、 光緒三十二年(一九〇六年) 清朝退位したけれども、 有ゆる利權を擧げて擔保に供し外債を募集した。 一時の感情に驅られ、濫興したるものに外ならないか 之に代つて全國を統一すべきものなく、 頃から漸次破綻を來たし、 列强に瓜分せられんとする凶兆現は 利權囘收の聲跡を絕ち、 それで焦眉の急を救ふこと出 同三十四年に及び全國に亙り大 官民共に外資を輸入し、 れ 軍閥四方に割據し、 幾何 復た利權囘收を言 ならず滅滿興 5 一來た 國

すること出來たけれども大正四年に二十一ケ條の要求を提起したので支那民族の深怨を買ひ、 顧みる遑なく所謂資本的帝國主義の侵略なるも 制熱退けば反動的に需要急増する。 積 排日運動は暴力の伴はない日貨排斥であつて之を文明式牴制法と名くる。 極的抵制法に 進んだ。 乃ち日貨の排斥に依り日本品の需要激減するもそれは牴制熱の熾んなときに それは支那に日本品の如く廉價良質のも の一時に閉息した。 唯日本のみ略ぼ戰爭の渦中 0) 始めは消極的抵制法に止まつたが後に が ない から で あ 排日運動 る。 から発れて支那を それ で日貨を排斥 止まり軈て抵 全國に勃興 經 螢

物窮すれば則ち通ずと言ふ如く支那を死地から生地に置いたものは歐洲戰爭である。

列强は戦争に沒頭し、

支那

支那株式會社發達に就て

すると同時に國內産業の發達を助長する政策を採つたので な資源を利用して、 原料品や食料品を交戦國に輸送し鉅利を博することを得たので、 『一箭雙鵰』の實を擧ぐること出來た。 資本頓に増殖した。 叉幸に支那の豐富 上記 の三原

因に依り、

支那新式企業の基礎が定まり株式會社成功の見込あるやうになつた。

を防遏する爲め自ら資本主義化せんとする宿室も空しからず、 利權を囘收し遂に關稅自主權を恢復し略ぼ近世的民族國家の體裁を整へることが出來た。それで資本主義 民族革命を成就した。 歐洲戰爭の支那に及ぼした影響少くないが、 乃ち彼等は内に對しては打倒軍閥官僚を唱へて國內を統一し、 其最も顯著なるものは民族主義の普及であつて國民黨は之を標榜して 中央、 中國、 交通, 三銀行など株式會社の 外に對して反帝國主義を叫んで 成功するも 國家の侵略

第三 株式會社經營難

0

出づるに至った。

ー 失敗の事例

に事業を持續するに止まるもの少くなく、 支那で株式會社 の創設せられたのは今を距る六十六年前であるが、 成功せるものは殆んど數ふる程しかなかつたので、 其失敗せるものが多く、 世 倒閉 間か せないも ら株式會社 0) b は支 カュ

那で成功しないものと看做されて居つた。試みに其失敗した數例を擧げて見る。

紡績業は國内に豐富な原料と量り知れない製品の需要とあり、 支那 Ö 機械工業中最も早く設定せられ最も盛んに發達 Ī, 工業界に於て覇者の地位を占むるものは紡 そして技術も亦簡易であるので賃銀の極めて安い支那 績 武業であ

擧ぐべきことも亦當然の筈である。 勞働者の 作業に適し、 の中樞を占めて居る。 且 つ政府から特典免除を賦與されて居る。 然るに日本人の經營に係るもののみ莫大の利益を獲るに拘らず、 從つて內外人の紡績工場が上海に集注すること自然の勢であつて、 殊に上海は揚子江の咽喉を扼し、 支那人の經營に 巨 0 利 益を

內外貿易

總涯

屬するもの失敗相續い

あ

製品を賣るに便であつて、 釘針工場、 漢三鎭は揚子江 製絲工場、 の中流を占め、 製粉工場、 夙に支那に於けるシカゴと名けられた。それで武昌の四局を始め製革工場、 漢水の關門に営り、 製紙工場等前後相踵で設立せられた。 四方雜處九省之會と稱せられ、 何れも皆嶄新の機械を備へ、 各種 の原料品 を得るに易く 平板厚硝子工 内には官憲

か

ら特典の恩典を受くるも

のあり、

當然成功すべき筈なるに拘らず何れも皆失敗した。

支那四大炭坑の隨一たる萍鄕と支那第一の製鐵所たる漢陽とを

漢冶萍煤鐵礦廠公司は東洋第一の鐵山たる大冶と、

之を外國人に較ぶれば支那貨客を收容すること遙かに 丼せ有する理想的製鐵所たるに拘らず歐洲戰前まで年々缺損を招き日本よりの借款額四千五百萬圓に達した。 は支那唯一の大汽船會社であつて支那沿岸殊に揚子江の要津に絕好の埠頭を有し、 有利であるか 5 営然好配當を爲し得べき筈なる 支那政府から若干の保護を受け、 K 黑字 招商局

0) 井

\$i 交通銀行は交通部 代少く内外借款元利堆積して約七千萬元を算し敷々列强爭奪の好目標と爲り、 を招く が の機關銀行であつて支那利權の淵藪たる鐵道の收支を掌り、 如 ð は想像だも出來ないに 拘らず、 時營業不振であつて日本から借款したことが 兼ねて兌換券發行の特權すら賦與せら 最近米人に譲渡したりと傳 2ある。 へらるる。

殊 に怪しむべきは株式會社 0) 經 營に適し何 n 0) 威 でも概ね成功した鐵道事業が支那で失敗したことである。 利

支那株式會社簽達に就て

(根岸)

權囘

東京商科大學研究年報

經濟學研究

第六號

の一もあるなく、 熱狂を以て資金を募集し、株式會社を設立した。然るに其建造に着手するや豫期の如く線路を布設し潤益を擧げたも 收運動の起つたとき支那官民は主力を鐵道に集注し、 があつた。 概ね工事半ならざるに資金を使ひ果し、未だ一哩だも布設するに及ばないで既に敷百萬元を交費し 田を典し嚢を傾けて醵金した中流以下の株主は何等の報償を得られないで饑寒に泣き、 自省の資力を以て自省の鐵道布設の計畫を建て、 殆んど迷信的 所在囂々た

省の鐵道を八千餘萬元に囘收し纔かに事なきを得た。 る不平の聲が起つた。 に一任するときは重要交通機關である鐵道を布設し得べき期なきを憂ひ、遂に民國二年より四年に亙り四川省以下七 各省の鐵道當局は不得已相當價格を以て鐵道を買收せんことを嘆願し、 中央政府も亦之を各省

たも

Ø

世界の定評と爲つた。 株式會社經營は支那の國富を增進しないで、反て之を破壞するものだと酷評するものもあり、『支那株式會社失敗』は 斯 の如く支那に於ける株式會社の經營は失敗したので流石猖獗を極めた利權囘收運動も 一時其跡を絕ち、 外國 人中

失敗の原因

支那株式會社失敗の原因は種々あるが、之を内外兩方面から研究して見るに、外にあつては不平等條約を主たるも 内にあつては、 三缺乏卽ち公共心、資本、 經營者の缺乏を主たるものとする。左に分別して説明したい。

不平等條約 0

甲、 歐米資本主義國家が合法的に支那を侵略する手段は不平等條約の締結である。 締結 不平等條約中支那の産業を壓迫し株

式會社の發展を阻害したものは關稅協定權と治外法權の設定である。

し輸出 M した從量税 、闘する追加條約を締結し、 英吉利は鴉片戰爭の大捷に依り資本的侵略の端を啓くを得たので、一八四二年南京條約を締結し、 入税の半額即ち二分五厘を納付した貨物に對し一 を採用せしめ た。 幾何もなく佛蘭西と聯合して支那を破り一八五八年天淸條約を締結し、 税率は輸出入共に均一從價五分と協定し重要なる貨物に對しては五分を標準として 切の内地通過税を発除せしめた。 そして此等 抵代稅制 翌年更らに Ď)特典 、は最惠國 を設定

に對し新舊各種の苛征 入するに過 歐米前 進國 ě ない の製品の開港場で消費せらるるものは僅かに五分を納入し、 か ,ら後進國たる支那製品が假令無税であつても到底之と競爭し得べきものでない。 あるに於てをやだ。 支那には上古から歐洲中世に行はれた入市税の如く、 奥地に搬入せらるるものも亦七分五 貨物 0 況して支那製 都會に 來たる 厘 を納

のに對し課税した。

明代では之を落地税と名け、

清代及民國の初期を通じて之を襲ふた。又明代に大運河及揚子江

約款に依り列强に均霑せしめたので、

支那の關稅自主權なるもの完全に喪失することとなつた。

患 で支那製品は此等の 性質大差ないのであるが、 するやうになつた。 の要津に常關を設け之を通過する貨物や船舶に課税したが、 ある Ď 7 ならず、 關局を通過する每に檢査と課稅を受けるから、 長髮賊の亂後各省督撫は管內水陸通路に釐金局を置き通行の百貨に課稅した。 徒らに日子を空費し商機を逸すべき虞あつた。 相並んで行はれ、 しかも各地共通の規則なく、 清代になつて、之を陸路に擴張し、 奥地に進むに從ひ税額増加し遂に原價 從つて支那製品は之を僅かに二分五 正税の外幾多煩瑣なる附加税存した。 本關分卡各地 此 三つ 厘 0) ĸ 0) 超ゆる 抵 代 0 1 税さ それ は 其 0

ば何等の檢査を受くることなく一切の通過稅を觅除せらるる外國製品に比し非常なる不利の

麦那株式會社發達に就て

(根岸)

地位

15

立

ち

壓倒

東京商科大學研究年報

經濟學研究

第六號

國貨を維持すること出來ないと浩嘆したことは理由のあることだ。 せらるべきは言を待たなからう。 支那識者が 如何に消極的積極的外貨抵制法を用ひても關稅自主 |権を恢復せなければ

年の條約に於て治外法權に關する確實な規定を設定したので列强の臣民は齊しく治外法權を有することになつた。 かに卓越した經營と優秀なる技術と豐富なる資本とを有することなれば所謂鬼に金棒なるものであつて岩を以て卵を 出廠税五分さへ納入すれば一切の義務を発ぜられ、本國を背景として横車を押すことも出來、 外法權を有するものは單に支那の裁判に服しないばかりでなく、警察や課税にも服しないでよいのだ。それで彼等は 0 に依り開港場に設置する外國人工場に均霑せしめなければならず、 諸方法中最も有效なものであるが、 Ŕ ので、 企業を經營する支那人よりも有利となる。 外國製品は課稅上支那製品よりも有利であつて産業を壓倒するから、 出廠税として五分を納入する場合、 外國製品よりも僅かに二分五厘有利と云ふ丈けであり、 英國が南京條約を締結したとき治外法權を收め、 内地税釐を免除することとした。これは支那政府が産業を保護奨勵する 加ふるに外國人は治外法權を持つて居るので 之が對抗策として支那機械工場の製造 しかも此特典は馬關條約 その上支那人に較べ 更らに米國 は 一八四 ĸ 同種

遙

治 四

本的支那侵略 的 侵略 日本も支那と同じく列强から不平等條約を押付けられ商工業上壓迫を被むること少くなかつたが、 この深か は殆んど肺肝に及ばんとして居るのだから、 らぬ内に條約を改正したので、 産業の發達今日あるを致したのである。 之を撤廢せない限り支那企業なるもの外人に壓倒せられ折 不平等條的惡用に 幸に彼等の資本 依る列 0 資

壓すやうに支那企業をつぶすことを得るのである。

角株式會社を設立しても成功すること至難であるのだ。

象を見ること已むを得ないものだらうか。 合股は協同體社會に近く、 體なく當局者の不德に對し何等の制裁を加ふること出來なかつた。且つ舊法旣に頹れて新法未だ備はらなかつたので、 者の設立した會館公所と名くるギルドがあつて嚴峻な制裁を設けて成員の非行を取締つたが、 債の責任を出資額に限ることを承認した。これは支那人の惡心を挑發する嫌なしとしない。支那には同郷者又は同業 許さざるものなるのみならず一般社會道德の斥けるものである。然るに支那政府は株式會社の設立を保護獎勵 限なるに反し株式會社株主の責任が有限なるにある。 當局者の怠慢、 家道德即ち一家内で遵守せらるる規矩を擴充して鄕黨乃至天下に遵守せらるる規矩と爲し、一家を治むる方法を以て 家族を基礎として倫理を說くこと已むを得ない。然し彼等は一家道德に跼蹐することを以て滿足するものでなく、一 鬼罪で 期に於ける支那株式會社失敗の跡を尋ねる毎に當局者の公共心の缺乏を發見する。蓋し支那固有の企業形態たる 人は株式會社當局者の不正行爲を以て支那人に道德心ないことに歸するものが多い。 なければならなぬ。 背任、 横領等の行為を處罰する方法もなかつた。それで彼等は觀として爲ざる所なき有樣であつた。 株式會社は利益社會の標象たるものだから、 支那では數千年に亙り家族制度なるもの行はれ 合股と株式會社の最も異なる一點は合股債務に對する成員の責任が 共同債務に對する責任を有限とするが如きは支那固 合股經營から頓に株式會社經營に移る際此 たので、 支那の國教とも言ふべき儒教が これは支那人にとり甚だし 株式會社 Ĭζ は 此 法 種 連 0 合

しかし家族制度の勢力强く、

孝を以て

孔子が仁を説き孟子

が義を唱へることより祭するに儒教創設者の眼界廣大なることが判ると思ふ。

大學に修身齊家治國平天下を說けることが證詁とすること出來る。

支那株式會社簽達に就て

(根岸)

天下を治めんとするものだ。

一般人民に對し大學に論ずるやうに邇より遠きに及ぼさんことを望み難く、

百行の本と爲す支那に於て、

と考らるる。 鄕黨を防禦することであつて他鄕に出て賊を討つ意思なかつたことから察し得らるることと思ふ。一家乃至仲間組 き仲間 組合に止まる。 内に局限せしむることを発れない。顔氏家訓に『孝子安家而忘國』と教へたるは支那の風尙を暴露したもの 支那民間に於て道德の行はるる範圍は一家一 清末の名臣碩儒であつて長髮賊戡定の偉功を建てた曾國藩の兵を起した営初の 族及一族の蔓延せりと看做さるる郷黨又は一族に擬せ 目的 は ららる

族

寬假せらるる傾がある。 支那小説に現はるる盜賊は孝子順孫たることを裝ふて罪を宥されんことを求むる。 官吏が親戚朋友扶養の爲め收賄し、 見孫が父祖の病を治する爲め薬を窃むことを意としない。 文明諸國に於て法律を尊重して措

以外のものに對する善行は往々悖德として批難せらるる虞あるに反し、一家乃至仲間組合の利益の爲めにする惡事は

採るべきものとせらるる。 かないが支那に於て國法よりも道德を尊重する傾きがある。若し兩者の間に衝突生ずる場合には法律を捨てゝ道德を きことを説いて居る。 されば個人主義なる歐米人の立場から批判し支那人を以て不道德漢なりとするの 孟子に舜の父が人を殺したとき舜は法に仗り父を罪することなく父を負ふて海濱に遁るべ は當ら ない

Ø

みを追求する株式會社の經營に當るとき、 支那人は不道德漢ではないが家族制度に累せられ公共心乏しいものだから、廣く公衆から資本を募集しそれ 合股の成員たる親戚朋友の利益を圖る如く赤の他人たる株主の利益を圖 で利 であつて唯其道德の行はるる範圍が狹いのだから、之を公共心乏しいと云ふべきものだらう。

ること出來難 の利益を犠牲にすることを顧みず、甚だしきは法令さへ破ることを厭はないのである。 彼等は親戚朋友を援いて支配人以下使用人と爲し互に結託して仲間 の利益を增進せんことを努め株 從つて株式會社は重役以下

魚肉となつて失敗することを觅れない。 それで株式會社の失敗は外觀上當局者の不道德と云ふことに歸するが實際

上支那道德の行はる範圍の狹少より生する公共心の缺乏に基くのである。

丙 經營者の缺乏

であらうか。

渠、常、

劉

智なく勇なく愉安日を亙り、

0

あ 支那に於ける株式會社は資本主義國家の侵略を防遏する為め自ら資本主義化すべき必要から設立せられ 新事業を經營するには新人物を要すべきは言を待たないが、果して支那企業家中に之を擔當すべき人物あつた た新事業で

當時支那には我幕末よりも各地に豪商鉅賈の存在するもの多く殊に富戸の淵藪と稱せらるる山西には侯!

等數十姓の右門があつた。然るに彼等は殆んど全く祖先の餘澤に依つて財を擁するものであつ

商務を擧げて掌櫃的に任すに過ぎないものだつた。

掌櫃的

は紅

顔出でゝ

商家の徒弟

せる傳統的な一業に通曉して居るけれども、教育としては徒弟たりしとき業務の餘暇に學んだ算筆を解するに止まり、 と爲り數十年の歷練を經て白頭に及び始めて規模狹隘なる一店の經營を委任せらるるものである。 彼等は自己の習得

生産や販賣を加減し、 株式會社それ自體さへ判らぬものであつて、 歐米人と輸羸を決するが如きことは、 大規模な經營機關を運用し、 到底室み得べからざるものである。 内外の形勢に顧み、 需要供給の それで商人は初期 事情を察し、

株式會社の經營を擔當することが出來なかつた。

官吏を採用する制度行は 常であるから、 支那は上古治者被治者の階級あつて士庶の區別儼存した。宋以降四民平等となつたけれども、 自然昔の士人に比すべき讀書人なる治者階級を形くつた。 n たので讀書人にあらざる限り官吏となること出來ず、 彼等は他の階級よりも早く國事を知るこ 子孫が父祖の業を繼ぐことも亦支那 科擧とて試験に依り

Ξ

麦那株式會社發達に就て

望者徒に多く官缺甚だ少いので、 の交渉少くないので、 つて所謂官督商辦の經營が讀書人の手に歸すべきこと當然であらう。假令商辦事業でも、特典発除を得るなど官憲と の大先達とも言ふべき李鴻章や張之洞が株式會社を創設し、 とが出來、 或は飜譯書に依り、 | 旁讀書人に經營を委託せざるを得なかつた。讀書人畢世の目的は官吏になることであつて、 或は外人に就き、 候補官即ち無役の官吏が國内に普ねく、 或は海外に留學し、 資本の大半も亦官庫や大官から支出せられたものだ。 多少外國の形勢に通じて居つた。 株式會社の多くは現役のものよりも寧ろ無 加ふるに彼等

役のものゝ經營に歸した。

錬せられたので、忠節に富み、株式會社を以て外國侵略を防遏する爲めに創設せられた公益事業と爲し、 に依つて行はれた。 那に於て失敗して居る。 敗すること當然でなければならぬ。 初期の株式會社の經營が士階級の手に歸したることは日支共に同じであるが、 これが我那で株式會社の成功した重要なる原因である。 彼等は世上の辛酸を嘗め盡し、 それは何故であらうか。 清代の讀書人は全力を復古考證の學に傾け盡し、 日本維新の革命は下士に依つて行はれた如く株式會社經營も亦下士 事務を擔當するの氣魄と材幹とがあつた。 然るに支那に於ては全く之に反して居るから失 日本に於て成功したるに拘らず、 科學に應ずる爲め八股文を專攷 叉所謂武士道に依り鍛 其經營に全 支

裁判等は各官衙に専門の屬吏卽ち胥吏なるものあつて其職を世襲にし行政の實權其手に歸して居る。それで彼等は である。 官中中飽 其進士に及第して中央地方の官吏になつても行政につき智識と技倆とを有するもの頗る稀れである。 それで彼等が株式會社の經營に當つても手腕もなければ誠意もなく官場に於けると同樣株式會社を以て名利 陋規に依り私嚢を滿たし、 部を上司に贈つて他日の榮達を圖り、 部を貯へて子孫の爲めに美田 を買 財政警察 .ઠે. 在

と綽名した。彼等の經營する會社の上級職員は槪ね斯の如き半官的任命を受けたもので唯私腹を肥すことのみを知つ 巡撫とか言ふ大官僚の紹介さへあれば懷手して高い月給を取ることが出來た。 るかと云ふことには何等の能力を發揮し得ない。それのみでなく工場内重要職員には悉く其親近者を入れ、總督とか 道臺であり、官僚との交際に巧みであるかも知れぬが工場の經營には無能力である。如何にすれば生産費を減少し得 淵藪と爲すに遠ぎないのである。楊銓は此間の消息に通じ下の如く痛罵して居る『工場の總辦なるものは總て候補 當時此等の無能力者のことを洋房師爺

丁、資本の缺乏

て責任心なく管理の方法を誤つたり

ける株式會社設立熱勃興し、一業を創むるは一業の利權を保持するなり、一株の募集に應ずるは一分の利權を恢復す 萬雨乃至數百萬兩を擁するに過ぎなかつた。合股の資本の如きは數百兩乃至數萬兩を常とする。從つて民間から資本 株式會社經營の成功せざるべきこと言ふまでもなからう。支那に於ては資本缺乏し右門豪家と稱せらるるものも數十 に足らないことを恐れたからである。株式會社に放下せらるる資本總額が少くて、各會社の資本も亦僅かであれば、 るなりとし、田を典し、饗を傾けて投資を競つた。四川、 を募集して大株式會社を設立すること甚だ困難である。官督商辦時代は暫らく措き、 支那が株式會社を創設することになつたのは合股の資本僅少であつて到底雄厚な資本を擁する外國會社に拮抗する 湖南、江西諸省の如きは鐵道會社設立に熱注し、一 利權回收時代に入り、 民間に於 村落又

程である。かくて設立せられた株式會社は光緒二十九年(明治三十六年)より民國四年に亙る十二ケ年に於て六百七

地租又は釐金の附課税として之を徵收し、徴收高に應じ株劵を授け、

之を租股と稱した

支那株式會社發達に就て

(根岸)

は一ギルドに株金を割當て、

十七社一億四千七十五萬四千百五十八元である。 社平均資本額は僅かに二十餘萬圓であつて、 全國 會社資本總額は

東京商科大學研

究年報

經濟學研

究

第六

けれ 我一電力會社に匹敵するに過ぎない。 と言ふこと出來ぬ。 有力な銀行に預入るるときは何等の危險なく、 ら るものに對し、 利とを判然區別し、一定の官利の外紅利を得なければ滿足しない。それで株式會社を發企するものは株主たらんとす 息より若干多くの利潤を得んことを欲するもの 支那に於て資本が少いから利息の高いこと自然の勢である。 ば なら 債に ぬから所謂蛸配當に陷る憂あるので、 利札を附すると同様株券に息票即ち官利札を附せらるる。 一定の官利の外紅利を分配し得べきことを保證し始めて應募せしむる。それで官利は一に保息と稱 若し企業家が我等の資金を利用して會社を組織せんとするに於ては此正利正息を會社の資 かゝる有樣で株式會社の成功を期すること無理である。 市場相當の利息を得らるる。 だが、 大淸商法及大正三年の公司條例に於て之を禁止した。 此點支那に於て最も明確であつて、 企業に投資するものは冒険を補償する意味で普通 官利 此利息は正利正息であつて之を利益 は利益の有無に拘らず必ず之を支拂は 利息即ち官利と利潤 然し『資

即ち

Ø

利

金を

な

なり

濧

那會社 府も已むを得ず官利の配當を承認した。 する當然の支出として經常費に加算すべく、 ならずして資本を蕩盡することになる。 こと出來るだらうか。 と言ふべきだ。之に反し事業成績良しからず、 の到底支拂ひ得るもの 斯の如きは利益にあらず正息にもあらず卽ち損失である』と言ふのが民間の意向だ。 でない。 L それで窮餘の策として官利を支拂ふ餘裕のない場合に官利に相當する額面 官利は八分乃至一割であつて猛烈なる外國の壓迫を受くる基礎の かも之を支拂はなけれ 株主に對し更らにそれ以上の利得を分ち得た場合に於て始めて 市場普通利率以下のものを支拂はなければならぬ場合之を利益と言ふ ば にならぬ から經營困難なる會社は 愈 困 難 薄弱 12 それで 眞 陷 本に な 0)

新支

政

利

なるに拘らず官利の支拂に充つる爲め權利株を增發し會社の負擔を增大せんには遂に該會社をして破産に沈淪せしむ 株劵を株主に交付することが行はれ之を息股と名くる。會社が缺損を招いたとき資本額を切下げ之を補塡すべきもの

べきこと勿論であらう。

るも ない。 商紡績工 且 かも其利息は八分乃至一割四分であつて官利より高くとも安くないから、 融通するものは錢莊卽ち支那固有の銀行であつた。 元、三十二番手一俵は約十八元であつて、
 不振は全く資金缺乏し、 つ支那株式會社は會社の內容を公開しないものが多いので、 の行はれないので資金の融通行詰り、 在に於ける一紡錘に對する負債は多きものは殆んど百元に及ばんとし、 最近に及んで上海の大銀行が株式會社に融資することになつたけれども、總貸付額の二、三割位に過ぎぬ。 0 場の紡錘 會社は列强 の負ふ所の利息を平均するに十番手一俵は約六元、 のそれの如く低利の資金を潤澤に使用すること出來ない。 髙利の借款を負擔することに存する。昭和十年華商紡績聯合會年次總會の報告に據るに 製造原價總額の殆んど三分の一を占めて居るが、 高利を厭はず借入れなければならなくなる。 **錢莊は合股に對して融資するのみで、** 株劵を取引所で買賣する譯に行かないから株劵投資 十六番手一俵は約十元、 之を利用するも官利支拂の患より劣らない。 少きものも亦三十元前後であ 最近に至るまで商工業に對する資金 支那工業界の泰斗たる紡績 株式會社に融資する餘裕が 此狀態は他國に於て類例 二十番手一俵は約十三 る。 全國華

三、合股的の成功

を見ない』とある。

資金の缺乏が株式會社失敗の重大原因たること歴々でなからうか。

上記 0 四原因に 東京商科大學研究年報 依り歐洲戰前に於ける支那株式會社なるものは概ね皆失敗した。 經濟學研究 第六號 然るに支那政府より 模範企業とし

て表彰せられた大生紗廠、

楊子機器廠、

求新廠、

泰豐罐頭公司、

廣生行、

商務印書館等の營業成績を觀るに、

何れも

しかし大生紗廠は張謇一派の經

一巻に係る

皆良好である。それで株式會社も亦支那で成功し得るものと言ふべきだ。 揚子機器廠は漢冶萍煤鐵礦廠公司の重役の投資より出で、 求新廠、 泰豐罐頭公司は其株主使用人大抵親戚朋友より成

見 の拮据經營に依り盛大を致したものであつて、其内部組織は合股と類似して居る。 つて居つて、 直ちに株式會社經營も亦成功すると斷ずるは早計たるを觅れない。 假令其名は株式會社經營であつても其實は合股事業と異ることがない。 從つて此種會社の成績良好 殊に商務印書館の如 きは 日本人 なるを

略の影響に依り、 の工場と殆んど異ならぬ成績を擧ぐるもの少くない。 合股組織で新式機械を備 一家を經營するやうに合股を經營する掌櫃的を有するからである。 業態昔時の如く安穩でないこと明であるが、 新式生産方法を以て工場を經營するもの 蓋し彼等は株式會社と同樣不平等條約締結の不利を被むるけれ **尙ほ其經營には多額の資本を要することなく、** あるが、 舊來の商工業に從事する合股は資本主義侵 株式會社の失敗せるに反し、 錢莊 外國人

千年來のギルド制規に依り養成せられたので、一業に精通し、 相互決濟を用い、 現金受渡を省略するから、之を株式會社に比較し資金甚だ潤澤である。 商人道を遵守し、協同して合股に奉仕する。 且つ掌櫃的以下店友は數百 從つて株

無記名式約束手形たる莊票發行手段に依り資本額に若干倍する融通を受くることが出來、

商取引も亦長期

K

亘

ŋ

カシ

らず、 「會社を失敗せしむる原因は合股を成功せしむる原因であつて、 株式會社を以て合股に代はらしむること能はざるのみならず、 株式會社設立せられてより五十年に垂んとするに 依然合股をして流行せしめた。 支那に於ては株 拘

式

式會社 近ければ近き程成功するものなりとの定評が生ずるに至つた。 は成功しないものであつて、 其成功するものは合股的のものであり、 合股的に遠ければ遠き程失敗し、

合股的

第四 合股衰へ株式會社興る

一、株式會社急成難

足るものなく、アダム・スミスなども其重役に熱心、 n 前途を悲觀した程である。 を得ないと發展せないも た。之を日本に於て二十年間に成功したものに比較すると非常の相違がある。 たも は特殊の事情に依るものであつて、 支那に於て株式會社は一八七二年に創設されてから、 Ø であつたが數年前まで好成績 のであつて、 其隆盛を觀るに至つたのは産業革命以後のことだ。日本に於て株式會社の急速に成熟した 其歐洲に發生したのは一五五三年であるけれども十八世の半頃まで何等觀るに 滿洲に於ける日本人經營の株式會社は明治三十九年(一九○六年) を擧ぐるもの少なかつた。 周到、 歐洲戰前に至るまで四十餘年の久しき亘り失敗に失敗を重ね 能力を缺き富室の家扶の如く輕率であることを指摘し、 されば僅々數十年の成績を以て支那株式會社 然し株式會社なるものは、 環境宜 創設せら の發展 しき

俄か 然る後株式會社に及ぼすべきもの 支那の社會狀態より考へ、合股から直ちに株式會社に移ることは無理である。 に株式會社を徧行すること難い。 だとの説がある。 我邦に徧行すべきものは合名會社である。 王焜福 0) 如きは其顯著なものだ。 我邦に於て經商に長じたものは多く 先づ合股から移り易い會社を行ひ、 王氏の説に據ると 『我邦に於て

に見切り付くることは尙早であろう。

支那株式會社發達に就て

東京商科大學研究年報

經濟學研究

吸取すればよい。 事業の成功しない患がない。成效稍々著はるに及び、營業を擴充せんことを欲すれば改めて合資會社と爲し、 社の成ることは合資會社よりも易く、合資會社の用は合名會社よりも廣い。 自ら力を量つて出資すべく、又資を量つて營業すべく、鋪張する必要もなく、虛糜する心配もなく、營業するから、 を再び改めて合資會社として其用を廣くすれば、利を宏くすることが出來る。 は資金がない。 しめて之が計を爲さぬ譯に行かぬ。其計とは合名會社を變じて合資會社と爲すべき規定を設くることである。 を待つまでもない。合名會社は通行し易いけれども、 資金あるものは其信頼する經商に長じたものを得て出資する。兩者の結合は磁石の鐵を吸ふ如く接合 成效已に著はるに後に資金を吸取するのだから容易に片付く。旣に成效を見又互資を得れ 其制度は極めて幼稚であるから立法者として幼稚のまゝに終ら 合名會社を以て開業すれば成功し、 合名會社なるものは個人の結合だから ば 利を宏 それ

意思何れにあるか』と言ふのだ。此説は人耳に入り易いけれども、支那に於て合名會社や合資會社は行い易いも 又支那人は之を行ふことを好むものでもないから結局俗論たるを觅れない。試みに香港政廳が支那合股令を

くすることが出來る。合名を合資に變更する規定は缺くべからざるものであるにも拘らず、

會社條例に此規定を缺く

特設した事情を顧みれば明白である。

たので其弊害甚だしかつた。 し其修正を求めたが容られなかつた。それで、無資産者を名義者とし合股破産の場合に連帶責任を発れんことを計 香港在住の支那人は、英國組合法に於て組合員連帶責任を負はしむるを以て支那合股の慣習に違反することを指 香港政廳は巳むを得ず一九一一年に支那合股令を制定し、 股東は必ず實名を登記すべく、

登記したものは出資額に比例して債務を分擔すべく、

登記せざるものに限り無限責任を負擔すべきことゝした。

叉別

K る合股は、 が連帶責任を負ふが如き制度は支那に行い難いものであつて、王氏の說の無稽なることが判ると思ふ。又此條令に依 その原因のあることだから、此等原因が解消しない限り、 ふことが出來る。然し支那株式會社の成功しなかつたのは、股東の責任のみが唯一の理由でなく旣に詳述した通り種 紅股東に關する規定を設け、紅股を有するものは官利を控除した紅利に對してのみ普通の股東と齊しく配當に與る しかも舊來の合股に較べ公衆より資金を募集し易く、合股より株式會社に移るべき過渡的良制であると言 切の責任を発除さるべきものとした。此事實から考へると合名會祉や合資會社の如く社員の全部又は 出資に比例して責任を負ふものと、出資額を限り責任を負ふものとより成立するから、 股東の責任につき若干の修正を加へた丈にて株式會社 支那 Ö 一
曹
慣
に 違ふ 部

二 會社失敗原因漸減

展を見ることなかろう。どうしても適當なる機運の到來を待たねばならぬ。

めて緩漫ながら解消し始めたものであつて、歐洲大戰特に國民革命以後急速度で解消しだした。以下項を分けて之を されど氣候風 株式會社失敗の四大原因は支那社會狀態や國際關係から發生したものであつて一朝一夕に解消すべきものでない。 一土の如く永久不易のものでなく、 内外形勢の如何に依り除去せられ得べきものである。 變法自彊以 降極

甲國民

國民革命

支那人は家族、 鄉黨、 半 ルドと言 ふ形式で社會生活を營んで居るが, 民族意識を有しないのではない。 上古から華

支那株式會社發達に就て

東京商科大學研究年報

經濟學研究

第六號

採用 に至つては一貫して歐洲戰爭に及んだ。 だから支那空前の革命と言はねばならぬ。 措き凊末資本主義國家の侵略を受け支那亡滅の惡兆生じたので、 たので、 を興隆せしめ 此問題に對し與 夷狄卽ち外敵に壓迫せられるときに發揮するものである。 夷之辨が八釜敷くて、 の際、 し强大を致した如くせんと言ふのである。 民族主義なるも 米國大統領ウヰルソン氏の民族自決の提唱に基き、 たことだ。 へられた囘答は變法自彊で 中華思想なるも のは亞 該戰爭に依り列强に壓迫せられて居つた弱少民族に反撥する 細亞諸民族 の牢乎として拔くべからざるものがある。該思想は平時潛伏して居るけれども、 歐洲戰爭の支那に與へた影響頗る多い 爾來支那には辛亥革命を始め幾多の變遷あつたけれども、 ある。 の唯一の信條となつた。數十年來民種保全に汲々たりし支那民族に 民種を保全せんが爲め故聖先王の道を變じて資本主義化せんとする 變法自彊は多端なるも、 それは唐宋明の例に顧みれば明白だ。 波蘭などが帝國主義國家の羈絆を脱して獨立國となつ 如何にせば民種を保全し得べきかとの問題起つた。 大體日本が維新の改革に が、 其内最も重要なるも の機 | 會を供 昔時のことは暫らく 依り 更らに巴里 變法自彊 のは民 歐 一米の 法制 族主 の政策 如 率和 何

竁

る刺戟を與へたるか想像するに餘りある。 列 强 の束縛から解放せられ、 それには文字通り天下響應したのである。 世界的思潮に順應して支那社會を根本的に改良し、 乃ち平和條約に不滿足であつた數千名の學徒が所謂 完全なる中華民族國家を建設 五四 運動 なるも 0)

を

起

な

世

んと圖つた。

國民黨は夙に三民主義卽ち民族、

民權、

民生の三主義を信條とし數々立ち數々仆れたが、五四運動起るや機運

到來

軍を編成し、 したものとし、 所謂國民革命に從事し 世界赤化 の便宜上から支那に於ける資本主義國家の勢力を驅途せんとする蘇聯國の援助を受け、 た。 國民革命とは帝國主義を打倒して國際水平を行ひ、 封建的制度を打倒して國 北伐

那の希望に對し滿腔の同情を表し一九三〇年の條約に依り稅權を恢復するを得せしめた。 斯くの如く變法自疆から國民革命を經今日に至るまで四十年の間に不平等條約廢止の一半の目的を達成し、 其フアシスト化するや團體の利益は個 省に割據する軍閥を打倒することを以て第一義とする。蔣介石は北伐以來次第に軍閥を討平し略ぼ全國を統一した。 ならば恐らく法權をも恢復し、不平等條約を廢止し得たものと信ずる。 あつて、 水平は不平等條約を廢止することである。不平等條約に種々あるけれども、 内を改造し、 を加へ、民族一元化に努めたので、今次の支那事變を評して日支兩國民族の戰爭なりとするものある程だ。 ギルドの遺風猶存するけれども概ね國家の利益に靖獻するやうになつたから、支那人の公共心なるもの擴充した。 都を南京に奠め、 兩權を恢復すれば其他は刄を迎へて解くこと出來るものだ。 獨立不覊の民族的國家を樹立せんとするのであつて五四運動と其揆を一にして居る。蔣介石が北伐に成 蘇聯と緣を絕ち、 人の利益よりも重く、 フアシスト化してから大體國民革命の目的を達成しつゝあつた。 國家の利益は團體の利益よりも重しとし、 我邦は嘗て不平等條約に苦しめられ 國內改造は封建制度の代表的とも言ふべき各 其内最も重要なるものは法權と稅權とで 若し支那事變起らなか 何事にも 家族、 .ので、 更らに公 つた 支

\mathbb{Z}

の成ると成らぬとは人に倚る。

共心を擴充したから、

略ぼ株式會社失敗の二大原因を解消することが出來た。

無能 官尊民卑の風尙强く詩文を主とする科擧によつて官吏を採り、 たるべ き無役のものを擧げ、 株式會社を經營せしめて、 其成功を期するは木に縁り魚を求むるものだ。 企業につき何等の智識 や經驗の ない官吏 Ø 從つて實 比較

支那株式會社の成らなかつたのは之を經營するに足るべき人がなかつたからだ。

支那株式會社發達に就て

(根岸)

的

業教育を熾に を見るを得るのである。支那は果して斯の如く爲り得るものだろうか。 Ļ 實地練習に努め、 其上習俗實業を重ずるやうになつて、 始めて財界に人材輩出し、 株式企業 0)

クー 官吏の 件賠償金を支那に返還し、內外に於ける敎育資金に充てたので益 ~ 官財兩方面の人材を打出すること出來た。 當時支那各省から日本に留學せるも と言ふまでもない。 久に之を實施したい』と建言した。 に分ち毎年三十名を派遣し、 は穎秀なる青年を選拔して出洋留學せしむべきだ。 覺と言ふべき容閎は實にモリソン・スクー 日本を羨み通商投資政治的便宜を得んが爲め、 科擧に關する教育以外に西學教育の支那に興つたのは外國人の力に待つもの最も多い。 年まで十年間繼續せらるるに過ぎなかつた。 ル 外技術家や實業家を養成すること少くなかつた。 K 創つたも のであつて、 支那が永久的に多數の留學生を派遣したのは北支那事件の後日本の維新に倣はんとした時からだ。 留學期限を十五ケ年とし、 宗教に僻して面白くないけれども其支那人の蒙を啓くこと決して少くない。 の一萬に達し、 該建言が容れられ米國に向け留學生を送ることゝなつたが、 ル出身である。容閎は自己の經驗に基き一八六七年支那要路に對 支那に専門學校を建設し、 然し日清戰前に於ける支那官場財界の逸足の多くは彼等であ 最初先づ一百二十名を限り試行するがよかろう。 變法自彊の事業の多くは彼等に依り實施せられ 學生の年齢を十二歳乃至十四歳とする。 華府會議の後、 月 留學生を自國に招致する政策を採つ 英、米、 佛、 白 西學教育はミツシ 闌 それが成功すれ 一八七二年か 0) た。 諸國が 百二十名を四 列强は 兆 西 \exists ら一八 學 つたこ ン た 何 ので ば永 政 Ø れ 先 斑 府 ス

校を始めとし同文館、 支那自ら西學に 通ずるものを養成すべしとの論は夙に長髪賊の亂時馮桂芬に 廣方言館など設立せられたけれども, 少數の技術者や通譯を養成し得たに過ぎない。 依り提唱せられた。 江 南機器局 其變法自 附 屬 璺

民政府は頗る實業教育に意を用い、 噩 生四萬四千を算するに及んだ。 大學に農工商の分科を設け、 門學校或は專修學校と稱するもの例之農、工、 高級中學に於て普通及農、 き人物を養成せんことを期する。 つて商部設置の後俄かに熾んになつた。 Ø て自己と他の支那人との K の 禁ぜられ ある買辦である。 支那人は學校教育以外に於て實地に就き西式企業を練習する便益を持つて居つた。それは外人企業と不可 目的を達する爲め、 の學校二十五萬生徒一千萬、 度は三民主義に依據したものであつて、 た 十三洋行廢 中等教育にあつては初級中學に於て普通教育を施行するも地方の需要に應じて職 外人は廣東貿易時代十三洋行と名くる特許の仲立人の手を通じなければ支那商人と取引すること 間に 系統ある教育制度を全國に施行したのは一九○一年である。 ヸ 止せられ 生ずる 別に中等、 商 之を日本に較ぶれば問題にならないけれども、 中等教育に屬するもの學校三千生徒五十二萬、 孫文は自他共に許す社會主義者であるけれども造産を第一義として居る。 等の職業科に分つことを得せしめ、 初等教育にあつては最高年級に於て地方の情況を斟酌し職業準備學科を增設する た後も支那事情に 切 教育のみ廢るることなかつた。 高等の職業學校を置くことに至つては各國と異ならぬ。今や初等教育に屬 支那が内外の事情に鑑み獨自の教育制度を樹立したのは一九二九年であ の取引を仲介せしめ之につき一 教育を初等、 商等の科を單獨に設置し高級中學卒業生を收容することを得せしめる。 通じ 中等、 な V のと支那人との取引を 高等の三級に別ち、 切の責任を負はしめ、 實業教育なるものは當時に始まつたものであ 高等教育にあつては地方特殊の情勢に因て專 清末を囘顧すれば真に隔 高等教育に屬するも 孫文の 該制度は殆んど日本を移 危んだので、 理 之を買辦と名けた。 想を現出するに 特殊 業教育科を兼設 0 學校 世 の支那人をし 0 それ 感 百三 足るべ ししたも 心がある。 で國 當 す

支那株式會社發達に就て

東京商科大學研究年報

經濟學研究

第六號

初買辦は貿易業にのみ存在したのであるけれども、 の續出するに至つた。 利すとの諺さへ生じた程である。 は決して外人に驅使せらるることなく、 れー〜買辦を使用したので、 金融、 それで彼等は西式企業經營法を會得し、 保險、 反て其企業上の實權を占むるもの多く、外人一元を利すれば買辦も亦一元を 交通、運輸、 外國人が支那で各種の企業を經營するやうになつたとき、 製造諸業何れも皆買辦あらざることない有様となつた。 自ら發企者となつて株式會社を設立するも 猶ほそ 買辦

に過ぎないので大多數のものは財界に赴かなければならぬ。且つ彼等は夙に先進國に於て財界の重んぜらるること甚 其重役や支配人となるに至つた。淸末以降內外で高等敎育を受けたもの次第に多く,其一部のみ官界で需要せらるる 中央政府の大官となり、 られたとき、 あ なからう。今や財界は官界に劣らぬ名利の淵藪となり、 るに至つた。張謇、唐紹儀 以上 るからだ。 支那には官尊民卑の風尙あるから人材は爭つて官界に趨つた。彼等は徒らに官を尊ぶのでなくそれが名利の淵藪で 四項の理 財界から官界を動かすことを見聞し、 それで彼等は在官中獲た金錢を商估に出資し利殖することを怠らなかつた。 商估と伍することなくして商估よりも多くの利を得らるるから、 由に依り支那財界に株式會社を經營し得べき人材輩出して然るべき筈である。 出ては大株式會社の重役となる有樣だ。それで支那の人材は争つて財界に進むことになつた。 曹汝霖 陸宗輿など官界の巨頭が財界に轉進したことは支那財界を重からしめたこと少く 支那に於ても亦資本主義化に依り漸次財界の重きを爲すことを體驗す 國民黨の大立物たる宋子文兄弟孔祥凞王正廷など、入つては 無役の官吏のみならず現職 官督商辦の株式會社 尤も官督商辦時代に於 の官吏すら 創設せ

ても財界に人材絕無と云ふのではなかつた。

盛宣懷の如きは識量手腕共に卓越し、

李鴻章や張之洞の創始した諸

事業

多かつた。 榮一と言つても差支ない。 めた後を承け、 千年の久しき紊亂した弊制を世界最新の管理通貨に統一して成功し、辛亥革命以降軍閥各省に割據し、 豊富なる、 として内外に重きを爲すもの枚擧するに遑がない。 が金融財政に於て特に著しい。李銘、 於ては張公權、 した専門家の出づるものである。 を繼承し他企業のやうに失敗に陥らしめず、 其事業の盛大なる, 株式會社が失敗に失敗を重ねたと言ふものゝ、 能く財政を變理し、 出版業に於ては張元濟を得ることになつた。最近上記の事情に依り各業に人材輩出するやうになつた 盛氏の後嚴世厚、 之を我六大銀行に比較し遜色なしと言つてよい。宋子文孔祥凞等支那財務當局 鐵道業に於ては詹天佑、 十年に亘り、 吳鼎昌、宋漢章、 周晉鑣、 一身を以て幾多會社の經營を擔任したものであつて、支那に於ける澁澤 蔣介石の爲めに軍費を撚出し、全國を討平せしめた手腕は、之を我 中央、 朱葆三、虞洽卿の徒相繼いで財界の世話役として貢獻すること 秦潤卿、 數十年に亘り事業を經營する內には、 中國、交通、三銀行の如きは其資本の雄厚なる、 紡績業に於ては貝潤生、 錢永銘、 貝淞蓀、 周作民、 汽船業に於ては袁履登、 胡筆江、 各業にそれ 陳光甫等銀行家 苛征誅求 其預 銀行 が を極 數 金

丙 資本增殖

支那には資本乏しく、資本を有するものは官吏及在鄕官吏若くは其子孫たる鄕紳、

富商たるに過ぎない。

産業とし

流

の財政家に匹敵せしめても差支なからう。

約束手形を振出して融通するを常とする。 て觀るべきものないから、 るに過ぎない か 5 資金の 融通を餞莊に求めなければならぬ。 彼等は商業を主とし錢莊當鋪に投資したのである。 支那が株式會社を創設したとき資本の一半は官金を支出し、 錢莊は殆んど預金を持たない 商店は數百兩乃至數萬兩の資本を擁す ので莊票と名くる無記式 殘額は之を大

支那株式會社發達に就て

賌

官富 支那に於て貿易投資を盛大にしたことから始まると言つてよい。 に割宛てたこと己むを得ない のである。 支那に資本が増殖し株式會社に出資し得るやうに なつ た Ø は外 國

京商科大學研究年報

經濟學研

究

第

六六號

くべ は互に することを原則としたのであつたが、 1 至一 に開放せられたもの僅かに十有一に過ぎなかつた。 を分割する前提として勢力範圍を設定するやうになつてから、『銀行及鐵道に依る支那征服』策を實施するやうに 飛躍して十億元に達し、 億五千萬元で きもの百十四ケ所、 因果關 は開國以來通商投資に努めないのでないが、 自國に 係を爲して發展すべきこと言ふまでもない。 あつたが戦後俄かに三億元を算するやうになつた。 便宜な地域に就て、 内海關を放置するもの五十八ケ所に達した。 國民革命後二十億元と云ふ劃期的記錄を出すことになつた。 馬關條約に均霑し更らに該所に於て製造工業を經營することとなつた。 市場を開 き利 日清戰爭後に至り開放せらるるもの逐年增加し、 日清戦争に依り支那の積弱暴露したので、 權を讓らしめ俄かに通商投資に力を用 一八四二年の條約に依り五港を開い 日露戦後飛躍して六億元に及び、 此等開市場に於て日清戰前の貿易 列强は開市場に於ての ふるに至っ たが、 之を植民地化し得るも 最近開力 爾來五十 歐洲 額は た。 通 戦後更ら 市場と名 み通商 億元乃 ·三年間 商 又支那 投 な

他の企業の經營に出資せしめ、 に至つた。 九十萬米金弗に達し、 乃ち各國 假令外國 は其野望を達成すべき機關銀行を設立し、 の力たりとも支那に於ける通商投資並に盛大となれば其資本も亦增殖すべきこと勿論で 利權囘收運動行はるるに拘らず年々增加し一九三一年に於て三十二億四千二百萬米金弗に上る 勢力範圍を植民地化せんとした。彼等の投資額は一九〇二年に於て旣に七億八千七百 それをして其獲得した鐵道を建設し、 沿線に於ける鑛 あ Ш らう。 や其

0

外國

人が通商投資を盛大ならしめた爲め、

支那舊資本家である官僚軍閥を鉅富ならしめたばかりでなく、

買辦及新

興ブ 令其他 0 K を搾取するものであるから、鉅富を致すもの多く、 文等の富數千萬元と稱せられた。 る每に財を積み相當の資産家となつたものだ。 依 が ルジ り産を爲したものである。 多い。 額 の都合に ョアジと名けらるる新資本家を發生せしめた。 の株券を貰つた。 利權獲得に競奔したので、 新興ブルジョアジは買辦や官僚軍閥のやうに外國人の手先となつて富を積んだものと異り、 依り中外合辨とせなければならぬもの、 それで彼等は支那に於て未曾有なる富者となり、 乃ち開市場に於ける土着人又は移住者が新機運に乘じて新式企業を營み景氣の 買辦は既に述べた通り外國人の支那人に對する一切の 其職權を濫用し、 殊に歐洲大戰と云ふ千載一遇の好機を捉へ鉅富を致したもの所在に輩 支那開港場に於ける一流の富者は彼等若は彼等の子孫に屬するも 官僚軍閥は昔から苛征誅求に依り不義の富を積んだが、 若しくはそれを便宜とする事業に對しては、 利權を買與する報酬として莫大なる賄賂や手敷料を貪り、 張作霖、 吳俊陞、 取引を仲介し、 蔣介石、 合辦者と云 其利益の一半 孔祥凞、 自力と機運 循環す 清末 ふ名 法 ٤

やうになつたので、 なつた。 義勃興とに依り、 支那資本家の互頭とも言ふべき官僚軍閥及買辦は之に倚存して居つた。 外國人に依存すること漸次減少しつゝある。 如く支那資本は増殖したけれども、 又外國人は收益の一半を買辦に與ふる餘裕もなく、 ・ 鉅資を抛つて利權を求むる國が鮮くなつたと同時に、 或は買辦を廢し、 或は單に 支那が半植民地 彼等は既に鉅萬の富を擁するもの多い ブ ъ 1 カーとして用ふるやうになつた。 の境遇に墜ちて居つたので、 支那事情に通じ買辦を用いないでも支那人と取引 官僚軍閥も亦厚賄を貪り利權を賣ること 然し歐洲大戰後、 のだか 外國資本の勢力旺 それで官僚軍閥買辦は 列强 Ġ の靡弊と支那 外國資本に依寄せな 盛 で)民族· 資本的 あつて、 し得る

出した。

其顯著なるものは上海に於ける所謂浙江財閥である。

支那株式會社簽達に就て (根岸)

三三六

ければならぬ必要なく、 從來支那に於て官僚軍閥を始め資産を有するものは争つて外國銀行に預金し、 新興ブル ジ 3 アジや舊式資本家などと所謂國民資本を構成し新企業に投資することになつた。 外國銀行は此等の預金を利用して支

行は之を錢莊に融資し、 那餞莊に融資し、餞莊は更らに支那商工業者に融資することを常とした。然るに大戰後彼等は支那銀行に預金し、銀 錢莊は更らに商工業者に融資することとなり、 外國銀行中往々支那銀行に融資を求むるもの

Ł 記 の如く支那株式會社失敗の四大原因漸減することになつたから、今後成功すべきもの輩出して然るべき筈であ

三 株式會社與起

る。

あるに至つた。

合股は陵夷を発れず

株式會社が創設せられてか

ら數十年、

種々な原因で失敗相繼ぐに反し、

合股は資本を増加し、

其大なるもの

は數十

甲

はるるに至つた。それで支那に於ける企業形態として合股が適當であつて株式會社は成功しないものとせられ居つた。 萬元を擁し、 聯合を結成し、 高度の資本主義國家に於ける持株會社叉は コ ンツヱ ル ンと同様 の活躍を爲すことすら行

to 然るに支那の機運を觀るに、日本の維新と齊しく舊制度廢して新制度興る如く、 ない。 西洋に於て株式會社 の創立せられたのは海外貿易が興つた爲めであり、 株式會社興隆して合股陵夷するを免 其後株式會社殆んど崩壊せんとした

けれども、 新技術新交通制度及新信用制度簇出したため、 株式會社の再興を見、 以て今日の盛んなるを致した。

に於て幸か不幸か外國人が貿易を開き、 沿海河岸に汽船を通じ、 陸上に鐵道を敷き、 海陸に電線を架け、 銀行や

から株式組織に取つて代られたもの多く、 然でなければなら が判ると思ふ。 分擔を避けて輕い絕對的按股分擔を採らんことを努める。 連帶責任に反對し連合責任を主張する。 對し重い なるに反し、 家たりとも合股より寧ろ株式會社に出査することを希望するものであらねばならぬ。 向轉換を見るに至つた。 なる商業以外殆んど投資の途を知らなかつた支那資本家は新に投資に利ある廣大たる沃土を發見したので、 とを要するものだから勢ひ合股の形態を避けて株式を採らなければならぬ。又合股組織で經營して成績を擧げて居つ が發生して來た。 此等事業の支那に於ける數十年間の進歩は西洋の兩世紀に匹敵するのだから、 麵粉、 責任を負へば負ふ程信用を深め利益を多くするから責任を重くすることに異議ない筈だ。 更らに新式の機械を据付け新式の技術を用ひ製造することすら支那人に教へた。 連合責任なるを以て、 豆油、 殊に日露戰爭後始めて資本主義國に於けると同様なる恐慌が起り、 γŻ これ丈けでも支那資本家が漸次危險を減ずる爲め債務に對する責任の輕いものを望んで居ること 等の製造業は、 貿易、 資本家としては當然投資に對する危險負擔を輕減せんと欲する。 紡績、製鐵、汽船、鐵道、 世上の信用を博し、 新式の技術と機械とを利用し大規模で經營する工場制に依ることを利益とする 上海、天津、 運送、 出版、 銀行、 香港等の大都市に於ては連合責任の内、 有利な取引を爲すこと出來るのである。 問屋等舊企業中に株式會社の割込むものも亦少くない。 最近所在に紅股とで株式と同じく有限責任しか佩びないも 保險、 等新式の企業は何れも皆大資本を以て經營するこ 株式會社の發達を來たすべきこと當 數年來恐慌頻發して已まない 元來合股は株式會社の有限責任 此點より考ふれば支那資本 責任の重い 從つて合股が債 然るに彼等は極力 相對的 投資 ので、 設按股 舊式 の方

支那株式會社簽達に就て

東京商科大學研究年報

經濟學研究

は遂に歴史上過去の陳跡と成らん』とあること以て徴すべきだ。 式會社を興隆せしめんとする政策から出たものと考へられる。 は彼等の意向に反し合股に連帶責任を負はしむべき規定を設けたのは何故であらうか。これは合股を衰廢せしめて株 家族親戚朋友を連珠するやうな合股を恐れ、 『連帶責任制を勵行せば投資者は勢ひ必ず合股の組織を避けて有限會社の名目に改用すべく、 責任の出資額を限りとする株式を迎ふるやうになつた。 上海總商會の合股連帶責任に反對する理由の一 國民政府は內外の形勢に鑑み、 是より合股營業 三民主義を行ふ為 然るに國民政府 節に、 0) 組織

勢は之を豫測すること困難であるけれども、 株式會社を興隆する必要上から、株式會社を保護して合股を抑壓すべき種々なる政策を採つて居つた。 合股陵夷して株式會社興隆するものと見て大過なからう。 今後の支那形

Z

銀行は錢莊を隷屬化す

ることが出來ると思ふ。 於て株式會社たる銀行と合股たる錢莊の消長を知ることが出來れば、大體支那に於ける株式會社と合股の消長を察す 資本主義化しつゝある支那に於て金融業が經濟界の中樞を占むべきこと論を待たぬ。 支那金融業の總滙たる上

及ぼし一般商業金融を營んだが、 錢莊の上海に創つたのは昔時に屬するが其盛大になつたのは開港以後である。錢莊はもと兩替に始まり預金貸付に 開港後內外商品の取引に干與することになつた。上海は外國貿易の中心であつて貿

0 依り上海に運ばれ支那 易總額の五割を占め、 手を經て客商に賣渡された後支那内地に分配せらるる。 其商品の輸出入や國際爲替は外國商人や外國銀行の手に歸して居る。しかし支那商品は客商 問屋の手を經て外國商人に竇渡された後外國に輸出せられ、 此等商品の客商と支那問屋間に於ける取引に對する融資と、 外國商品は外國 商人から 支那 問屋

要銀行 內 莊に支配せられ、 日露戦争前後中國交通二中央銀行設置せられてから、 の上海に本店又は支店を有するもの二十八行に及んだ。 かに後のことであつて一八九七年中國通商銀行の設置を以て始めとする。 歐洲戰後に及び錢莊は主として商業金融を掌り銀行は公債の募集國庫貸付を掌り、 槪 ね錢莊に依り取扱はるるので、 錢莊の收益厚く其業務繁昌に赴いた。 漸次各種の銀行設立せられ、 從つて日露戦争以前 の支那 歐洲戰後俄かに甚だしく、 爾來觀るべき發展なか 入側 銀行の上海に 0 金融は殆んど全く錢 互 K 平行するや 今や重 9 たが

地

送金爲替とは、

ラ

たの

は

うになつたが、最近に及び銀行の勢力頓に增加し遂に錢莊を隷屬せしむるに至つた。

利

0)

K 厚い安穏な企業として支那資本家に喜ばれたもので 亥革命に遇ひ更らに二十四家に減じた。 好景氣に惠まれ一八七四年頃一百二十家に達したが一八八二年の清佛戰爭に依り倒産するもの相續き二十餘家を餘す な企業でなくなつた。 過ぎなかつた。 **錢莊は從來幣制の紊亂に乘じて兩替を行ひ、** 反て資本を倍加するもの百餘家を算した。 日清役や日露役を劃期として列强の通商投資益"熾んになつたので錢莊の瘡痍旣に愈 殊に外國貿易の總滙であつて商工業の中心たる上海に於て然りとする。 爾後歐洲大戦に依り興隆し、 **殆んど觀るべき準備を置かず手形を發行して貸付を爲すので、** 未だ幾何ならず內外の恐慌に禍せられ乍ち三十二家に滅じ、 ある。 然るに開港以後他の企業よりも内外の影響を受け易く安穩 世界不景氣に依り沒落するなど、 上海錢莊は開 起一 たば 港以後 蕁て辛 仆今や いかりで

割

込に

依り商業や内地爲替に對する融資の利

を殺

がれた。

しかも銀行の如く新式企業に投資すること舊に依

V

0)

で ある。

0 財

界に善處するに足るべき經營者と資本を缺く爲めに外ならぬ。

され

ば錢莊は常

出

來

な 0

銀行

支那株式會社發達に就て 是れ畢竟錢莊に上海

(根岸)

五十五家となつた。

其營業の如きも廢兩改元及管理通貨制定に依り全國の通貨統一したので兩替の利を失ひ、

に獨立不羈の金融業者として上海に雄飛したことなく、 辛亥革命前は山西票莊に隷屬し、 票莊沒落後は外國 銀行に

東京商科大學研究年報

經濟學研

等政府 し商工業に出資すること困難なるのみならず、 することになつた。 二業に投資することが大に行はれた。 を討平する爲め反て鉅億の軍費を要した。 かつた。 ることが こと有利で 中 國交通の兩中央銀行、 今や支那銀行に隷屬するに至つたのだ。 に對し貸付を行ひ、 國民政府は新に都を南京に奠めたけれども、 出來なくなつた。 あつたからだ。 銀行が何故に此二業に從事したかと言ふに、何分事業草創のことであり、 試みに公債引受につきて述べてみやう。 其發行する公債を引受くることを本業として居つた。 東三省官銀號、 それで銀行は政治の中心に集注することを常とし、 江蘇銀行等の省立銀行は文字通り中央地方政府の機關銀行であ 官僚軍閥と密接な關係を濫用し、 國庫の空乏すること北京政府と異ならないばかりでなく、 歐洲戰爭の爲め列强は日本を除き支那 國庫の窮乏に乘じ此二業に投資する 此等の機關 國民政府樹立後上海に 銀行でなくとも銀 錢莊の勢力範圍 借款 るから、 を侵 ĬΞ 集注 0)

此

此

安全を確保した。 の踵を接したが、 毎月八百六十萬元を控除して元利支拂基金に繰入れ、 利子の高い支那でも其利廻甚だ大なりと謂はねばならぬ。 公債は年利八分であつて、 銀行 國民政府創立以降十餘 0 み獨り盛大を擅にした。 しかも北京政府は財政窮乏したので如何なる條件でも支那銀行から借出さなければならな 十年以内に償還すべく額面百元に對し六割 年 それで密接なる關係を有する浙江財閥の手を通じ上海銀行から公債を募集 敷々恐慌起り、 官僚軍閥は銀行と特殊の關係あつたの 該基金を上海銀行家より成る委員會に管理せしめ公債所有者の 恐慌起る毎に合股たると株式會社 加ふるに公債發行の擔保として關稅を充て、 一分の手取りとすると云ふの で、 若干株式を引受け官金や たるを論せず倒産するも だ かっ 6 四方 より

加

私 資本主義國家に於ける銀行と齊しく該商工業を自己の支配下に置かんとする。 保つのだ。 第二流銀行中の一 發行して融資するものであつて、五十五家を擧つても中央、中國、交通など第一流銀行は勿論中國實業、 B 億四千二百萬元預金三十三億元となつた。 \exists 號系なる一大コンツェルンを組織した。 張作霖が嘗て奉天に於て東三省官銀號なるものを設立し、 上 せしめ、 一械原料製品を擧げて擔保に提供せしめ、 0 ンツェ 新興ブルジョアジや買辦など有ゆる資本家を擧り銀行に預金投資するやうになつた。 の一部 更らに進んで工業に及び、 行の一九二一年に於ける資本金一 海銀行は遂ひに支那財界に かに五十五家、 ルンを組織した。 最近銀行は政府に對する貸付や公債引受の を預入れたが、 遂に之を自己の傘下に置くのである。 行に匹敵するに足る資力しかなく、 其成本と護本とを合計するも一千九百三十八萬元に過ぎず、 兹に至り喜んで外國銀行から預金を引出し、 從つて上海に於て銀行を中心とした種々なる系統の 君臨 最近農業にまで手を延ばすやうになつた。 し錢莊を臣僚化するに至つたけれども、 億二千萬元預金四億九千七百萬元なりしに對し、一 吉林黑龍江兩省の軍閥も亦之に倣ひ各々永衡官銀號系廣信公司系と呼ばるる 元利堆存 其發展ぶり眞に驚異に値すべしと言ふべきた。 これが擴張すれば銀行を樞軸とするコン 積すれば直ちに技術、 常に銀行の遊資を仰いで營業し、 みに甘んずることなく、 粮楼、 當鋪 油房、 經理、 之を支那銀行に預入もすれば、 彼等の商工業に出資する有様を見るに高度 全く特殊の恩惠に浴した事情も 例之一工業會社に融通する場合に工場 營業、 諸業を聯結し、 **錢莊の勢力範圍に割込んで商業に出資** = ンツ 觀るに足るべき預金なく、 各部の專門家を入れて企業を管 Y 恐慌 ルン酸生すべ ッ 彼 九三五年に於ける資本金二 それで上海に存在する二十 고 の際其救濟を得て の錢莊の如きは殘存する 全省に亙る東三省官銀 ル ン結成せらるるのだ。 き筈である。 中南、 莊票を など 喘

支那株式會社發達に就て

東京商科大學研究年報

經濟學研究

ると言ふ如く、資本主義國經濟界の中樞と云ふべき金融業に起つた現象であるから、 之を以て直ちに株式會社興隆して合股衰靡すべしとの 唯一の證據とする譯に行かない。 之を等閑視すべきものでなく、 然し一葉落ちて天下の秋を知

今後支那に於ける株式會社と合股の消長を卜するに足ることゝ思ふ。

丙 統制經濟の 影

n 支那經濟界に於ける生産分配の中樞と爲るのでなからうか。株式會社の發展遂に玆に至るかも知れないけれども、 したコンツェルンの發生を見るに至つた。今後資本主義高度化するやうになれば、以外に早く列强と同樣株式會社 は自由 支那に於て資本主義 主義 ルンを組織し利益を壟斷すること出來難からうと考へる。 の下に於てでなく、 の發達が未だ著しくないにも拘らず、 統制主義の下に於て 行はれ、 所在に高度資本主義國家で行はるるやうな銀行を根幹 英米に於けるが如く資本家が株式會社を聯結統制して

そ

が

~ きものであつた。 歐洲戰爭の支那に及ぼした影響の內最も重大であつたものは民族主義に相違ないけれども、社會主義も亦之に弡ぐ 該主義が數千年來の封建的傳統に束縛せられ新に官僚軍閥買辦及外國資本家に搾取せらるる支那

蹶起した國民黨の政策に影響すべきこと言ふまでもなかろう。 義は社會主義と共通するもの少くないから、其政權を執つたとき淸末から横溢して來た資本主義を抑制すべきこと勿 國民黨は三民主義を標榜し、 其綱領の 隨一 たる民生主

民族に與へた刺戟甚だしく、

略ぼ民族主義と並び五四

運動

0

重大なる推進力となつた。

それが

五四

運動

コ

ッ

J.

主義となるべき筈だが國民政府は 論である。 然し民族主義を第一とする支那に於て一般社會主義のやうに國際主義に傾く譯に П シ 7 Ó 如く强盛なる國家集産を實現する實力を有しない 行 から官民の協同 ゕ 85 それで國家社 K 依る修

會

正 資本主義に向ふことを発れ

たるべ かゝ との二つ 公營にする。 鑛業及海運業など大規模の産業は成るべく之を公營とし、 用して生産技術と生産製具とを社會化せなけれ 民生主義は地權平均と資本節制とを兩軸とするが、 き 先づ獨占事業例之鐵道、 ある 事業も既に民營たるものに對しては公益を害せざる限り保護獎勵を與へる。 が、 其他の事業につきては營業の自由を確認し、 積極的 を尙んで居る。 電車、 水道、電燈、 支那の急務は造産即ち國富の增殖を第一の ばならぬ。 瓦斯等の事業は總て之を公營にし、 資本節制に重きを置いて居る。 國民の保健衞生に關係ある酒煙草食鹽等は之が製造販賣を 政府に於て充分の保護奬勵を加へて 切の 産業を一 時に國營にすることは經濟上不 目的とし、 資本節制にも亦消極的と積極的 且つ支那は資本に乏しく科學進 私人の資本を以て經營し 其發達を 之が爲め |國家資 助ける。 可 能 (本を運 0 公營 あ

る

ž

國民 一百千 【政府は上記の原則に基き經濟建設を企て、 億の 資金を費すのでなければ實行出來ないで, 六個の計劃案を造つた。 或は六年計劃、 或は十年計劃、 然しそれは理想案であつて數十百年の 或は四年計劃と云ふやうに漸 歳月

んで居らぬから外國の資本を吸取し專門の人材を借用し企業の發展を期せなければなら

82

次事業を縮小して實行し易いやうにした。 委員會は廣く委員を全國に求め、 は實業部其他の關係官廳の委員より成り、 は重要企業を統制することであつて、 五専門委員會を設け、 既に統制機關として建設委員會と全國經濟委員會とを設置した。 公營事業を管理し及之と關係ある事業の指導に當るものである。 それでも尙ほ國民政府の力で實績を擧ぐること容易でなく、 經濟統制 の實行に當らしむるも 0 7 ある。 支那 其實現 は 建設委員 進步し 全國 性ある ろゝ

あると言ふもの

, ,

資金及技術に

缺

如するので國際聯盟に

經濟建設に關する援助を求めた。

或 際聯盟

はラ

イ

Ł

を

麦那株式會社簽達に就て

經濟學研究 第六號

東京商科大學研究年報

代表として支那に派遣し、

まり、 便少くなからう。 資本に及ばない。 强國から相當な資本と技術の援助を得なければ計劃經濟は勿論統制經濟を實行するにつき不

取り敢へず棉業統制委員會と蠶絲改良委員會とを組織したけれども、

部 四

の技術援助に止

國 .民政府は上記の方針に依り計劃經濟及統制經濟を實行せんとするには、 或は自ら出資し或は内外に出資を求 0 四

むる

ク 0

形態が現出することゝ思ふ、商辦は暫らく措き他の三つにつき簡略な説明を加へて見よう。 なる Z). 5, 株式會社發生初期に行はれた如く、 出資經營上から見て官辦、 官商合辦、 中外合辦、 商 辦

業は 經費の足らざるものは槪ね之を上海銀行から借入ることゝして居る。其借入額は一九三四年に於て九千四百萬元、 あるから、 國民政府は經濟建設を國家事業(七項)と地方事業(四項)とに別ち、 土 地收税の餘剰を以て經營することゝした。 中央政府に於ては主として鐵道、 公路、 此等廣汎なる事業は、 水利を、 地方政府に於ては主として農業倉庫、 涸渇する財源を以て經營することは不可能 國家事業は關稅收 入の餘剰を以て、 農本局を經營し、 地方事

九三五年に於て五千五百萬元に達する。 ふまでも 鐵道、 農業倉庫、 及農本局は何れも皆中央地方雨政府の官辦事業たること言

國交通 支那の如く貨幣金融 の三銀行を國民政府の支配下に置くこと最も必要でなければならぬ。 の實權民間の手に ある國に於て、 計劃經濟や統制經濟を實行せんには、 それで管理通貨制度を實施するに先ち三 雨權を把持する中央中

資本金 銀行に重大なる改組を加へた。 千萬元を二千萬元に增資し、 乃ち中央銀行の資本金二千萬元を一億に增資し官民の持株を六對四とし、 官民の持株を六對四とし、 中國銀行の資本二千五百萬元を四千万元に增資し官 交通 銀

行

0

民の持株を五對五とし、 これは正さに官督商辦事業と言ふべきだ。一九三一年國民政府が經濟四ケ年計劃を立てたとき硫安工場と新聞用紙工 そして其總裁に政府系の人物を以て充てることゝし、 三銀行を完全に政府の隷下に置 いた。

業とは官商合辦の形態を用ひて居つて、 重要な産業は此 種の形態で經營せらるる傾きとなつた。

に止めんと欲し、 と合同し、 であるが、 一航空公司 の重要企業は外國の資本と技術を藉なければ成就し難 とで 其資本を一千萬元とし、 双方の議合はない爲め其成立したもの甚だ少い。 ある。 外國は此外に若干の利權を獲得せんことを欲する。 中國航空公司 'は舊官辦であつたが、 支那側に於て五百五十萬元、 資本技術を外國 中外合辦の内世に知られて居るものは中國航空公司 Ŝ それに 米國側に於て四百五十萬元を受け持ち、 中外合辦は支那經濟建設につき頗る緊要のこと つき支那は普通の金利や俸給のみを交付する から輸入する必要あるの で 米國 支那側三名、 派運 と歐

るも ち 歐亞航空公司は獨支合辦であつて、 米國側二名の重役を以て重役會を組織し、 双方より の漸次増 重役正 加すべ 副局長を出すこと中國航空公司と同じである。 き傾向に あつた。 其資本金を三百萬元とし、 其下に三局を置き、 正副局長を米支より選び、 支那側に於て二百萬元、 此外鑛山製鐵等重要産業の 獨逸側に於て一百萬元を受持 業務を執行するのである。 中外合辦に經 營 せらる

社 完成することを期する を創設し、 兩會社か ので ら出資して、 ある。 それで日本は滿洲 幾多 の日支合辨 の子會社を支那に設立し、 重工業開發會社を組織したと同じく北支開發中支振興二大國 略ぼ國民政府の 計 劃した經 濟建設と類 策 會

支那株式會社發達に就て

(根岸)

を述べよう。

日本は日滿支經濟ブ

p

'n

クを組織することを理想とし、

蘇國に對抗する爲めに日滿支を通じ國防

經濟を

今は單に經濟方面のみに

事變は支那の各方面に亙り新時代を劃すべきものたること喋々するを待たぬ。

京商科大學研

究年報

經

酒學研

究

六大號

似 か つたが、 L 補 た事 ふも 業を成さんと企て 今囘 Ø で理 0 事變を契機とし抗日運動廢絕せらるることゝなれば日支合辦事業勃興し、 想的企業經營と稱せられたものだが、 1居る。 日 支合辨は 日本より資本と技術を出 支那に於て抗日運動甚だしいため、 Ļ 支那より土地と勞力とを出 觀るべき效果を 國民黨の理想案とした經 學げ得 双 方 0) 長

濟建設は始

めて實現すること」なるだらう。

實施するから 產 期するのだ。 ども、 蘇農行は單に農民の依賴に依り農産物を倉庫 各縣の倉庫管理委員會の支配の下に βŻ きは疑い 品で や貸付をも営むも それで國民 て農業に從事するも 記 あ 其業務 0) 如 なからう。 る。 く國民政 新式の 從來農産品には 之が合股に對 は農業倉庫と異なることなく、 政府は農業倉庫や農本局を設け、 のだ。 之が爲め株式會社をして益、 重要事業は公營を除き悉く株式會社に依り經營せられ、合股に依り經營せらるるも 府 が存續すると新政權が創建せらるるとに拘らず、 のは八割を占むるから、 し如 農本局は中央政府の經營するも ___ 定の .何なる影響を與ふべきか興味の深い 生 あつて、 產期、 買賣期 縣下重要地點に設置せられ、 共に農民を他の階級 内に保管するのみならず、 銀行をして之に融資せしめ、 眞に支那 盛大ならしめ合股をして愈 及市 場が Ď Ø 經濟建設を爲さんとするには農村の更生 あり、 であり、 の搾取 、問題で 市 場に 其規模は厖大であ 其加工、 緩急の差こそあれ、 から解放し、 其經營を蘇農行に委託せられ ある。 は ~ 衰靡せしむるだらう。 其目的を達せんと企て 定 運搬、 支那の重要商品は言ふまでも 0) 牙行 疲弊に陥 Ď, 即ち仲 買賣の代理を爲し、 其組織 計 劃經濟 つて居る農村 立人と行家即 は を圖 精 た。 支那は農業國 殊 たも Ō ĸ 密で 統制 農村倉庫 6 悉 ら 0 兼ねて爲 0 ね 無 あるけ 復興 で なるべ 問屋 ば 經 濟 ある。 なら で が

あ

Ď,

牙行行家の手を經

ないで生産者と消費者との

間に

取引せらるることが

ない。

奥地

の農生産品は其生産

せられ

た

なら る。 なる資金も亦低利で銀行から融通せらるる。從つて舊支那經濟界に重要な地位を占めた牙行々家錢莊など漸次影を沒 場に出で該市場の牙行の手を經て行家に賣渡し、行家から更らに小賣商店に、 1= 贩 取 商 合股として經營さるべきものゝ範圍甚だしく縮小せられるだらう。 牙行の手を經て農家から土着商人に販賣せらるる。土着商人は之を舟車に載せ、 品の せらるる。 然るに農本局や農業倉庫發展すれば農産品は最早牙行行家の手を經ないで消費者に販賣せられ、 種類と取引の都合に依つて幾度も牙行行家の手を經なければならぬから農家の利益は殆んど全く牙行行家 錢莊も亦其間に介在し貸付爲替などに依り厚利を負つた。 而して國民政府に代はるべき新政權は 農民の膏血涸渇すること當然でなければ それから始めて消費者に賣渡すの 一定の時を期し、 農民 大都會の市 一層農 つであ 必要

第五 日支の同異

上記

に依り略ぼ支那に於ける合股と株式會社

の消長の事情を盡したと信ずる。

然し尚ほ之を明にする爲め日本と比

村更生に努力する筈だから、更らに此勢を助長するものと思はるる。

要に迫まられたからである。 きだが未だ其史實を發見するに至らない。尤も支那に於て商事組合やギルドが株式會社に發展すべき路を辿りつゝ て居つた。歐洲に於て商事組合やギルドから株式會社に發達したとのことだから、 較して見たい。 つた幾多の實例が存する。 日支共に商事組合とギルドが行はれたが、 株式會社の兩國に出現したのは全く資本主義國家の侵略を防遏するため自ら資本主義 株式會社は歐羅巴に於て自然に發達したるに反し、 其發生の時代や發展の程度に於て日本は遙かに支那に讓つ 日支に於て人工的に發達 日支に於ても亦斯くあつて然るべ せしめたか の必 あ

E

麦那株式會社發達に就て

三四 八

眉

7 干渉を発れたに反し、 央叉は地方政府より支出し、 鄉 それで此等の事業を經營する爲め、 6 r 5 つたので、 於て企業に從事するものは買賣人即ち町人階級であつた。 資本を持つて居つたから商辦で經營した。其士大夫の出資したのは金祿公債を交付せられた後に始まる。 せる外國を對手とするものだから、 神富商 は官僚嗅あるを觅れない。 れ支那 生育を急いだので、二十五年乃至四十餘年の短年月で略ほ成長した。 於けるが如く株式會社を放任したので其成熟に三世紀を費したに反し、 發展過 迫まつた利權を恢復せんとすることに變りがない。 商店 など所謂 の株式會社は沿岸航運に關聯して發生したものであつて、其事業同一でないけれども、 程 其經營は讀書人即ち士大夫階級の手に歸した。 を傳統に遵ひ管理し得るのみであつて、 や其他に於て少なか 商業的資本家存在したので、 支那の會社は過半官憲や官僚の出資に係るので官僚の支配を受け今に至るも尚ほ大會社に 所謂官商合辦で經營した。 支那の官僚や其母體たるべき讀書人は日本の士大夫に比較し公共心や才能に らぬ相違を生ずることを発れない 歐羅巴に倣ひ株式的特許會社を設置したのである。 多額の資本を募集し適當な特典免除を賦與せなければ到底成功すべき見込が 彼等をして株式會社に要する資本を負擔せしめ、 株式會社につき何等の 然るに日本は幕末、 貿易業たると航運業たるを間はず大資本を抱擁 彼等は徒弟から養成せられたものであつて、 日本の會社は官憲や官僚の出資を仰がなかつ のは當然であらう。 日本の株式會社は外國貿易に關聯して創設 日支では植物の温室に於ける如く株式 知識をも持たず、 維新の 初めに當り國庫空乏し、 支那は資本乏しかつたが官僚 乃ち歐羅巴では 之を管理する手腕 其足らざるも 共に外國 たので 規模の小さい 植 ï から焦 從來日支に 於て劣る爲 富商 自然 官 Ō K 會社 僚 なか を 胚

Ø

7

め

日本に於て株式會社の成功したるに反し、

支那に於て失敗した。

其支那に於て日本と同じく株式會社の成功を見

あ

0

至 一つた のは、 教育の發達や民族意識 の强化に依り、 公共心に富み經營の才能に秀でた人物輩出した後であ

る

ĸ

ては 日支に 八式會社 著しき相違あるから、 の發生に關しては日支大同小異と言つて差支ないけれども、 此兩つのものゝ日本の株式會社に加へた影響殆んど見るべきものなきに反し、 商事組合の發展、 資本主義國家の侵蝕につい

株式會社に與へた影響甚だ深く、 彼我株式會社を區別するに足ると思ふ。

支那に於て合股は非常に發達し、

殆んど會社の壘を摩するものあり、

其聯合を結成するもの

1如きは持

株會社

や

合股

な

的 Ъ ン ツェルンと同様の活動さへする。 0 なるに比例して成功率多いと言ふ説さへあつた。 其内著しきものを擧ぐれ ば 時支那に適合すべき企業形態は合股であつて株式會社でなく、 人的 關係の濃厚なること、 それで支那の株式會社は多少の差こそあれ合股の影響を受け 會社組織 の合股的なること、 利益分配の合股的な 株式會社の

ることの三點であらうと思ふ。

合股は人的關係が濃厚であるに反し、

株式會社は物的關係が濃厚である。

然るに支那の株式會社は合股の影響を受

けて人的關係濃厚なるもの少くない。 つて復た喋々する必要がない。 交通系即ち交通部の要路を占めた官僚一派 滿洲國 宋家を中心とする閨閥が各種の株式會社を經營することは世間周 成立以前の東三省に於ける會社は、 の勢力旺盛であつた際、 北京天津地方に於ける會社は彼等に依り設 概ね張作霖吳俊陞等一門に 依り 知のことで 設 立 せ られ あ 立

て居る。 江. せらるるもの多かつた。 蘇 安徽、 斯 0 如く 四 Ήĺ 廣東、 家 上海に於ては方、 親 福 戚 建 朋 友 山東など同郷 同鄉 朱、 かも 葉、 のが の誼に依り設立せらるるも 劉 資本を集めて企業を経營することは合股の特色たるべ 徐 秦、 邵等右門に依り設立せらるる會社少くないが、 の頗る多く、 就中浙江財閥の名天下に きこと言ふ 聞 浙

支那株式會社簽達に就て

三五

會社に公開と不公開の二種がある。 とて會社の内容を公にせず株式の讓渡を制限するもの少くない。試みに之に關する馬寅初の說を要約せんに、『支那 ない。 種の株式會社は合股と等しく出資者並に從業員相互の關係が密接であつて吉凶 公開は何人でも株券を購入することに依つて其會社の株主となるものである。 嗣 福を共に 不公開

は其會社の發起人が已むを得ずと認めた時でなければ最初より關係しなかつたものゝ資本主となることを許さぬ

價を上 る 公開のものは株主重役共に會社に對して疎遠であつて、 し會社內容や前途につき無關心であり、 係極めて密接で、 騰せしめて之を賣拂ひ暴利を貪らんとする。 内容については非常に精通し、 重役は株價を下落せしめて之を買占め會社の實權を握らんとするか、 不公開のものは株主相互に親近の 會社の責任に對して極めて真面目であるか 唯私利を是れ計り、 株主は目前の配當の 間柄で あり、 è 多からんことを希望 會社 公開 0 利 0 如 盆 叉 **V**C. んは株

\$

Ø

で

ある。

敷から言へば公開は不公開より多いやうであり、

經營から見れば公開は不公開より

困

一難の

やうであ

馬寅 9 一發生しない』とのことだ。嘗て上海證券交易所が各會社に向つて資本、 匑 問 合の爲め百五十部の照會狀を發したに對し、 0) 考へるよりも 不公開 の會社の多いことが判ると思ふ 回答を與へたもの十三、 積立金、 四會社に過ぎなかつたとのことだか 資産、 負債、 營業狀況等 0 事

すべきに拘らず唯利潤の分配に滿足し、 役をしてそれを監督せしめ、 せしむること我邦と異ならぬ。 支那株式會社 株主總會に於て董事即ち取締役と監察即ち監査役を選擧し、 別に取締役の選任する經理即ち支配人以下從業員をして取締役の命令に依り事 之を合股 が 掌櫃的は外觀 議單に 依り股東と掌櫃的即ち經理 上使用人たるにも拘らず一切の業務を擔當するものとに比較す の身分を定め、 取締役をして業務を執行 股東は原則上 業務 務 を分掌 を

中國 秦潤 Š n 書館の總經 定款を以て合股 東に代つて合股を監督するものが、 總 Ø を査閱する外、 に本店に常駐すべき義務なく、 を觀るに、 る。 ば其組織に大差ありと謂はねばならぬ。 業務を總攬し、 か 卿 胡孟 會社に 銀行の總經理たるに過ぎなかつたのだ。 理に特別の事故あるときは其職權を代行すると言ふのだ。これは正さに合股の股東が該董事に、 銀 0 行 如 嘉は中國實業銀行、 きは 股東會即ち株主總會に於て四名の董事と一名の監察を選擧する。 Ø 依つては定款を以て董事に屬すべ 理であつた張元濟の該館に於ける權力は張公權の中國銀行に於けると等しかつたに徵して疑ひない 實權 支那 銀行家として名を知られたものが經理の 經 の組織を丸寫したこと」なるの 從業員の任命、 理の業務處分宜しからざれば隨時之を糾正する權を有し本店に常駐する義務が が 經理に存するからである。 流 の諸銀行 葉琢堂は四明銀行、 唯董事會に於て總經理と副經理とを選定する。監察は帳簿、 Ø 營業の處置及公私 董事を兼ねながら交通銀行上海支店の一 該監察に、 然し株式會社の最も發達した上海に於て、 此現象は單に銀行のみでなく、 き權力を經理に賦與したものすらある。 掌櫃的副 中國銀行の張公權か、 である。 陳光甫は中國實業銀行と言ふやうに夫れん~ 切の事務に關し完全に責任を負 地位に就いて居る。 支那の 掌櫃的がそれん~總經理副經 會社 0 張公權の中國銀行かと言はれた張公權は、 組織は多少の差こそあれ、 他の會社に於ても同樣であつて、 例之胡筆江は中南銀行、 董事は互選で主任董事を定める 經理に甘んじて居る。 株式會社中最も成功した銀行 運に 例之北滿綏化縣 جگر 副 相當する。 文書、 經理 總經理となつて居 其成文たると不文た は あ これ 財產及 る。 總 周 それで該 股東代照 經 0) 作民 德裕恒 總 は 理 を 經 何故であら は 切の 補 が 理 商務印 會社 にとて股 該 Ø は O 佐 業務 實に 定款 で 主

切

るとを聞はず、

合股の

影響を受け、

其經營の (根岸)

實權

經理に存することは注目に値する。

支那株式倉社發達に就て

弖

東京商科大學研究年報

經濟學研究

股東と店友の間に分配するのである。 とになつた。 を 積として積立て、 合股の利益分配法を其儘用ふるもの 人に歸し、 合股の 紅利は之を十三股に分ち十股を株主に歸し、 割とし、 利益分配の特色は收益中から先づ官利とて出資に對する保證の利子を支拂ひ、 内二股を業務主任に、 其内張謇の發起に係る通州の大生廠の利益分配方法は最も整備したものであつて、 紅利を株主八割、 更らに餘れるものを紅利と稱し、之を豫て定めた錢股即ち金錢出資、 重役從業員二割の比率を以て分配することにしたので、 __ がある。 股を從業員に分配することになつて居る。 支那株式會社の嚆矢たる招商局が設立せられたとき略ぼ此習慣を襲用し、 會社に依つては勞働者に對して、 之を官股五十萬兩、 民股六十三萬兩に比例して分配し、 無償にて株式を與へ利潤を分配するも 支那奥地に於ける株式會社では今尚ほ 官商合辨の會社皆之に做 身股郎ち勞力出資に 殘額を餘利と名け其 官利八分公積若干と 三股を在事 比 官利 して جۇ. ح

營を行ひ民族的株式會社を確立すること出來たが、 支那が倭蝕を受けたことを異りとする。 株式會社の設立については兩國共に外國 乃ち日本は能く國内から外國の經濟的勢力を驅逐し、 の影響を受けたけれども、 支那は外國經濟勢力を援き、其資本と經營に賴る外國色彩を佩 此設立に依り日本が外國 0) 民族資本 侵蝕を発れたに反 を用ひ民

のすらある。

商務印書館の如きは正さに其適例である。

資本主義國家の侵蝕を防遏する爲め、

資本主義國家の制度を輸入し、

株式會社を設立したのは日支其揆を一にする。

は敷次の外戦 (敗北に依り外國資本の侵入を甘受せなければならなかつたば かりでなく、 官僚軍閥買辦 が自己の

た株式會社輩出するを免れ

なかつた。

私腹を肥さんが爲め外國の手先となつて其資本を誘致したので、 其支那中央地方兩政府に對する貸付及民間企業に投

足するものでなく、 年大清欽定商律を編纂したが不備の點多い 然し株式會社を律する會社法は日本の影響を受くること甚だしい。 に浸潤し旣に其組 那で新式企業と稱せらるるものは大抵外國人に依り創設せられた。歐洲大戰以降外國利權の囘收せらるるもの少な 鐵道を管理 資する産業界の主翁となり、 資するもの三十二億四千二百萬米金弗に達した。 たが未だ公布するに及ばずして淸朝退位し民國三年卽ち一九一四年に之を實施することとなつた。 制度を直輸入するに至つた支那に於ける株式會社が日本の影響を受くるよりも寧ろ外國の影響を受くべき筈である。 日 本は歐米の制度を輸入し之を支那に再輸出するものであり、 支那民族資本に依る民族企業興起したが、 甚だしきは職 し税關を統轄し鹽稅を徴收する。 織 投資の目的物の經營をも支配せんことを期する。 の一部を爲すに至つたものも少くないから、 I. の一部までも自國人を用ふるものもある。 工場主を自己の支配人化する傾きがある。 ので、 民間に對する投資に至つては企業の經營權を握るばかりでなく、 日本から志田鉀太郎を招聘して商法を起草せしめた。 何分數十年の久しきに亙り鉅億の資金と幾多の人とが支那官民事 投資と經營とは分化して行くと言ふものの、 資本も亦歐米に比し少きを現れない 支那株式會社に外國色彩あること誠に已むを得ない。 清朝が株式會社を保護發達せしむる爲め一九○三 乃ち政府に對する貸付けにあつては其擔保たる 金融事業を始めとし交通運輸製造工業等凡そ支 資本主義諸國は單に支那に投資する丈にて滿 銀行家なるも 些少の差異ないで から、 草案旣 最近歐 0) 重立て に成

支那と共存共榮の關

强が廣大なる植民地を有し遠隔なる支那に對し海外投資の一小部分を當つるに過ぎざるに反し、

支那株式會社簽達に就て

(根岸

會社法を發布したけれど依然として日本を母法として居る。

ないが大體日本法の移植と言つてよいのである。

國民政府樹立するに及び諸法典の制定修正に着手し一九二九年新

日本は資本國としては後進たるを免れ

ない

け

れども、

列

三五

來つた英吉利と伯仲の間にある。 係を有するので全力を擧げて支那に投資する。 且つ列强は貿易に重きを置き貿易を助長すべき事業に投資することを喜び、 從つて其投資額十一億米金弗に達し、 廣東貿易以來支那に 、投資を爲し

東京商科大學研究年報

經濟學研究

第六號

那に於ける株式會社の日本的色彩を佩ぶるもの他の外國の色彩を佩ぶるものより多かるべき筈である。 묘 を 支那に供給することが出來る。 産業開發に投資することを努める。 の輸入を阻害すべき産業開發に投資することを避ける。 これは外國 叉地 理 的 人の到底企て及ばないもので 人種的經濟的諸般 然るに日本は支那を外國視すること出來ないので、 の關係に ある。 依り日本は有ゆる事業に必要 從つて之を自然の勢に 既に詳 放 なる有ゆ 任すれ 貿易 述 、る人 ば支 L

定めてこれは支那に封建的遺風殘存するのと植民地的隷屬關係斷絕しない爲めなりと論するものがあらう。 支那株式會社は其發生に於て日本と大同小異であるが、 其合股と外國の影響を受くること日本と大に趣を異にする。 11

る如く今囘の支那

事變に依り日滿支經濟ブ

п

クを目標とする日支合辦事業輩出するやうになれば、

支那株式會社

は盆

た

ž

Ħ

本化すべきこと勿論で

あらう。

B 株式會社 で に人間味を注入することが出來るだらう。 なからう。 Ø 弱點を道破して遺憾 合股は尚ほ協同 體社 がない。 會 0) 面影を存するから、 然し短所を捨て長所を採り、 支那株式會社が歐米に隷屬することは偶々彼等の手先となつて支那人 物的關 係のみか 逆境を去つて順境に ら成立 L 唯利益のみを追求する株式 就くこと必ずしも出

支那 民を搾取するに の最 も急務とする産 過ぎない。 業を開發 但し日本の 國策に基き日支合辦となることは支那に缺如する資本と技術とを日 しかも日支資本家をして利益を壟斷せしむることなく、 般 人民 0 生活 本に を安定 ŋ

しむるも ので あつて、 孫逸仙の爲さんと欲して爲す能はざるものを爲すことが出來るだらう。 從つて指導宜しきを

三五五

得ば所謂王道に背かぬ支那特殊株式會社出現しないものでもない。これは日支兩國人の大に努力して必成を期せなけ

ればならぬものと信ずる。